

第 132 号 (令和 5 年 4 月 14 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

	頁
【告示】	
△ 横浜市役所アトリウム等の使用料及び賃貸料の徴収事務の委託【総務局管理課】	4
△ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】	5
△ 指定納付受託者の指定【市民局区連絡調整課】	6
△ 多機能端末機による証明書等自動交付手数料の収納事務の委託【市民局窓口サービス課】	7
△ 郵送申請における戸籍関係証明書の交付手数料の収納事務の委託【市民局窓口サービス課】	8
△ 横浜市地域ケアプラザの使用料の収納事務の委託【健康福祉局地域支援課】	9
△ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】	22
△ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】	24
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】	25
△ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】	26
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	28
△ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】	30
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】	31
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】	32
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	35
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の辞退【健康福祉局生活支援課】	37
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】	39
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】	40
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の辞退【健康福祉局医療援助課】	42
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】	43
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】	44
△ よこはま健康・省エネ住宅事業者登録制度にかかる技術講習会テキスト売払代金の収納事務の委託【建築局住宅政策課】	45
△ 戸塚駅西口高架下店舗及び共同荷捌場の賃貸料の徴収事務の委託【都市整備局市街地整備調整課】	46
△ 自転車駐車場整理手数料の収納事務の委託【道路局交通安全・自転車政策課】	47
△ 横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】	48
△ 横浜市港湾施設条例施行規則第 17 条第 1 項第 3 号及び横浜市入港料条例施行規則第 6 条第 1 項第 3 号の規定に基づく使用料等の減免事由及び減免額の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】	49
△ 「横浜の古道」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局生涯学習文化財課】	50

△ 「称名寺庭園」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局生涯学習文化財課】	51
△ 「横浜市指定有形文化財 旧小岩井家住宅主屋並びに表門移築復原工事報告書」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局生涯学習文化財課】	52
△ 「横浜市文化財地図」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局生涯学習文化財課】	53
△ 「横浜市指定文化財「氷川丸」調査報告書」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局生涯学習文化財課】	54
△ 「旧ベリック邸（ベリックホール）解体復原工事調査報告書」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局生涯学習文化財課】	55
△ 「横浜市指定有形文化財「旧柳下家住宅」保存改修工事報告書」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局生涯学習文化財課】	56
△ 「わたしたちの横浜」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局小中学校企画課】	57
△ 「Yokohama Express」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局小中学校企画課】	58
△ 「わかるヨコハマ（2015年度版）」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局小中学校企画課】	59
△ 「横浜の本と文化」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局企画運営課】	60
△ 「横浜の本と文化別冊」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局企画運営課】	61
△ 「郷土よこはま」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局企画運営課】	62
△ 「郷土よこはま復刻合集版」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局企画運営課】	63
△ 「本牧波瀾の 100 年」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局企画運営課】	64
△ 「Yokohama's Memory」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局企画運営課】	65
△ 令和 5 年度包括外部監査契約の締結【監査事務局監査管理課】	66
[公告]	
△ 職員の懲戒処分【総務局人事課】	67
△ 同 【総務局人事課】	68
△ 大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】	69
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	71
△ 同 【経済局商業振興課】	73
△ 配慮市長意見見解書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】	75
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	76
△ 土地改良区清算人の就任の届出【環境創造局農政推進課】	77
△ 建築協定の認可【建築局建築企画課】	78
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	79
△ 同 【建築局調整区域課】	80
△ 同 【建築局調整区域課】	81
△ 同 【建築局調整区域課】	82
△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	83
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	84
△ 同 【建築局建築指導課】	85
△ 同 【建築局建築指導課】	86
△ 同 【建築局建築指導課】	87
△ 同 【建築局建築指導課】	88
[区告示]	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【西区地域振興課】	89
[区公告]	
△ 横浜市西スポーツセンターの指定管理者の指定【西区地域振興課】	90
[水道局]	

△ 横浜市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程【人事課】	91
△ 横浜市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	95
△ 公金徴収及び収納事務委託【サービス推進課】	99
【交通局】	
△ 横浜市交通局企業職員就業規程等の一部を改正する規程【人事課】	102
△ 横浜市交通局企業職員初任給調整手当に関する規程【人事課】	110
【教育委員会】	
△ 横浜市教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則【総務課】	112
△ 職員の懲戒処分【西部学校教育事務所教育総務課】	113
【人事委員会】	
△ 学校職員の任用の特例に関する規則の一部を改正する等の規則【任用課】	114
△ 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則【調査課】	117
△ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則【調査課】	118
△ 横浜市人事委員会情報セキュリティ管理規程【調査課】	119
△ 横浜市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程の一部改正【調査課】	124
△ 横浜市人事委員会事務局職員の職名に関する規程の一部改正【調査課】	126
△ 横浜市人事委員会行政文書取扱規程の一部改正【調査課】	127
【監査委員】	
△ 横浜市監査委員情報セキュリティ管理規程【監査管理課】	128
△ 住民監査請求に係る監査結果の公表【監査管理課】	133
【その他】	
△ 電子署名に用いる証明書の失効【総務局行政マネジメント課】	134

告 示

横 浜 市 告 示 第 239 号

横 浜 市 役 所 ア ト リ ウ ム 等 の 使 用 料 及 び 賃 貸 料 の 徴 収 事 務
の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 22 年 政 令 第 16 号) 第 158 条 第 1 項 の 規 定
に よ り 、 横 浜 市 役 所 ア ト リ ウ ム 等 の 使 用 料 及 び 賃 借 料 の 徴 収 事 務 を
次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
株 式 会 社 シ ア タ ー ワ ー ク シ ョ ッ プ 代 表 取 締 役 伊 東 正 示	東 京 都 澁 谷 区 神 宮 前 6 丁 目 23 番 3 号	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 240 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 26 年 8 月横浜市告示第 507 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 5 年 3 月 17 日	特定非営利活動法人あっとほーむ	都筑区牛久保西三丁目 2 番 7 号	(新) 平成 26 年 1 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
			(旧) 平成 26 年 1 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

2 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 25 年 4 月横浜市告示第 326 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 5 年 3 月 22 日	特定非営利活動法人コロンプスアカデミー	磯子区東町 9 番 9 号	(新) 平成 25 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日まで
			(旧) 平成 25 年 3 月 1 日から平成 35 年 2 月 28 日まで

横浜市告示第 241 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社エム・ピー・ソリューション
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都港区虎ノ門 2 丁目 10 番 4 号
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
臨時運行許可申請手数料及び諸証明手数料
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和 5 年 4 月 1 日

横浜市告示第 242 号

多機能端末機による証明書等自動交付手数料の収納事務
の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、多機能端末機による証明書等自動交付手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
地方公共団体情報 システム機構 理事長 椎橋章夫	東京都千代田区一 番町 25 番地	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 243 号

郵 送 申 請 に お け る 戸 籍 関 係 証 明 書 の 交 付 手 数 料 の 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 22 年 政 令 第 16 号) 第 158 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 郵 送 申 請 に お け る 戸 籍 関 係 証 明 書 の 交 付 手 数 料 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
株 式 会 社 エ イ ジ ャ ッ ク 代 表 取 締 役 古 後 昌 彦	東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 1 丁 目 25 番 1 号	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 244 号

横浜市地域ケアプラザの使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、横浜市地域ケアプラザの使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

地域ケアプラザの名称	受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜市潮田地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜 市社会福祉協議会 所長 天井雄介	中区桜木町 1 丁目 1 番地	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで
横浜市駒岡地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜 鶴声会 理事長 晝間靖裕	鶴見区獅子ヶ谷 二丁目 15 番 18 号	
横浜市鶴見市場 地域ケアプラザ	社会福祉法人大樹 理事長 山本一郎	鶴見区北寺尾四 丁目 21 番 20 号	
横浜市鶴見中央 地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜 Y M C A 福祉会 理事長 佐竹博	中区常盤町 1 丁目 7 番地	
横浜市寺尾地域 ケアプラザ	社会福祉法人横浜 市社会福祉協議会 所長 笹原一美	中区桜木町 1 丁目 1 番地	
横浜市生麦地域 ケアプラザ	社会福祉法人横浜 Y M C A 福祉会 理事長 佐竹博	中区常盤町 1 丁目 7 番地	
横浜市馬場地域 ケアプラザ	社会福祉法人秀峰 会 所長 武隈評吾	旭区下川井町 36 0 番地	
横浜市東寺尾地 域ケアプラザ	社会福祉法人若竹 大寿会 理事長 竹田一雄	神奈川区羽沢町 550 番地の 1	
横浜市矢向地域 ケアプラザ	社会福祉法人横浜 市福祉サービス協 会 所長 妹島和美	西区桜木町 6 丁目 31 番地	
横浜市片倉三枚 地域ケアプラザ	社会福祉法人若竹 大寿会	神奈川区羽沢町 550 番地の 1	

	理 事 長 竹 田 一 雄	
横 浜 市 神 之 木 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 聖 坂 社 学 園 理 事 長 柴 田 昌 一	中 区 小 港 町 三 丁 目 171 番 地 の 2
横 浜 市 沢 渡 三 ツ 沢 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 若 竹 大 寿 会 理 事 長 竹 田 一 雄	神 奈 川 区 羽 沢 町 550 番 地 の 1
横 浜 市 新 子 安 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会 所 長 山 尾 み どり	西 区 桜 木 町 6 丁 目 31 番 地
横 浜 市 菅 田 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 恩 賜 財 団 済 生 会 支 部 神 奈 川 県 済 生 会 所 長 松 野 勝 民	神 奈 川 区 西 神 奈 川 一 丁 目 13 番 地 の 10
横 浜 市 反 町 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会 所 長 大 橋 竜 太 郎	中 区 桜 木 町 1 丁 目 1 番 地
横 浜 市 六 角 橋 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 若 竹 大 寿 会 理 事 長 竹 田 一 雄	神 奈 川 区 羽 沢 町 550 番 地 の 1
横 浜 市 戸 部 本 町 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会 所 長 吉 村 秀 文	西 区 桜 木 町 6 丁 目 31 番 地
横 浜 市 藤 棚 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会 所 長 本 間 早 苗	西 区 桜 木 町 6 丁 目 31 番 地
横 浜 市 宮 崎 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 ハ マ ノ 愛 生 会 所 長 中 野 茂 樹	西 区 浅 間 台 6 番 地
横 浜 市 新 山 下 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 社 会 福 祉 協 会 所 長 輿 石 全 一	南 区 中 村 町 5 丁 目 315 番 地
横 浜 市 不 老 町 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 社 会 福 祉 協 会	南 区 中 村 町 5 丁 目 315 番 地

	所 長 鬼 頭 和 秀	
横 浜 市 本 牧 原 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 社 会 福 祉 サ ー ビ ス 協 会 所 長 品 川 エ ミ リ ー	西 区 桜 木 町 6 丁 目 31 番 地
横 浜 市 本 牧 和 田 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 社 会 福 祉 協 会 所 長 伊 藤 公 久	南 区 中 村 町 5 丁 目 315 番 地
横 浜 市 箕 沢 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 社 会 事 業 協 会 所 長 渡 邊 圭 子	泉 区 下 飯 田 町 35 5 番 地
横 浜 市 麦 田 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 社 会 福 祉 協 議 会 所 長 鈴 木 知 美	中 区 桜 木 町 1 丁 目 1 番 地
横 浜 市 浦 舟 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 社 会 福 祉 サ ー ビ ス 協 会 所 長 杵 尾 奈 王 子	西 区 桜 木 町 6 丁 目 31 番 地
横 浜 市 大 岡 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 社 会 事 業 協 会 理 事 長 佐 々 木 寛 志	泉 区 下 飯 田 町 35 5 番 地
横 浜 市 清 水 ケ 丘 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 社 会 福 祉 サ ー ビ ス 協 会 所 長 笠 石 晃	西 区 桜 木 町 6 丁 目 31 番 地
横 浜 市 永 田 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 社 会 福 祉 協 会 所 長 菊 地 克 明	南 区 中 村 町 5 丁 目 315 番 地
横 浜 市 中 村 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 秀 峰 会 所 長 石 村 篤	旭 区 下 川 井 町 36 0 番 地
横 浜 市 別 所 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 大 陽 会 理 事 長 島 村 和 子	南 区 大 岡 五 丁 目 13 番 15 号
横 浜 市 六 ツ 川 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 大 陽 会 理 事 長	南 区 大 岡 五 丁 目 13 番 15 号

	島 村 和 子	
横浜市睦地域ケ アプラザ	社会福祉法人たす けあいゆい 理事長 濱 田 静 江	南区睦町 1 丁目 31 番地の 1
横浜市港南台地 域ケアプラザ	社会福祉法人恩賜 財団済生会支部神 奈川県済生会 所長 福 本 修 平	神奈川区西神奈 川一丁目 13 番地 10
横浜市港南中央 地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜 市福祉サービス協 会 所長 山 田 実	西区桜木町 6 丁 目 31 番地
横浜市下永谷地 域ケアプラザ	社会福祉法人同塵 会 理事長 松 井 住 仁	港南区下永谷四 丁目 21 番 10 号
横浜市芹が谷地 域ケアプラザ	社会福祉法人親善 福祉協会 所長 金 牧 浩 之	泉区西が岡一丁 目 28 番 1 号
横浜市野庭地域 ケアプラザ	社会福祉法人ひま わり福祉会 理事長 津 久 井 通	港南区野庭町 2, 187 番地の 1
横浜市東永谷地 域ケアプラザ	社会福祉法人横浜 市社会福祉協議会 所長 三 木 涉	中区桜木町 1 丁 目 1 番地
横浜市日限山地 域ケアプラザ	社会福祉法人同塵 会 理事長 松 井 住 仁	港南区下永谷四 丁目 21 番 10 号
横浜市日下地域 ケアプラザ	社会福祉法人ル・ プリ 所長 中 和 田 明 人	旭区金が谷 550 番地
横浜市日野南地 域ケアプラザ	社会福祉法人そよ かぜの丘 理事長 高 森 政 雄	港南区港南四丁 目 2 番 8 号
横浜市今井地域 ケアプラザ	社会福祉法人清光 会 所長 遠 藤 亮 介	保土ヶ谷区上菅 田町 1,723 番地 の 1
横浜市岩崎地域	社会福祉法人なで	保土ヶ谷区常盤

ケアプラザ	しこ会 所長 町 田 貴 宏	台 75 番 1 号
横浜市川島地域 ケアプラザ	社会福祉法人朋光 社会 所長 野 口 研 司	戸塚区名瀬町 1, 566 番地
横浜市常盤台地 域ケアプラザ	社会福祉法人なで しこ会 所長 古 城 高 之	保土ヶ谷区常盤 台 75 番 1 号
横浜市仏向地域 ケアプラザ	社会福祉法人清光 社会 所長 森 泰 昭	保土ヶ谷区上菅 田町 1,723 番地 の 1
横浜市星川地域 ケアプラザ	社会福祉法人横浜 市福祉サービス協 会 所長 大 和 田 佳 恵	西区桜木町 6 丁 目 31 番地
横浜市保土ヶ谷地 域ケアプラザ	社会福祉法人なで しこ会 所長 亀 山 貢	保土ヶ谷区常盤 台 75 番 1 号
横浜市今宿地域 ケアプラザ	社会福祉法人漆原 清和会 所長 勝 山 秀 男	旭区川井本町 15 4 番地の 6
横浜市今宿西地 域ケアプラザ	社会福祉法人清光 社会 所長 木 田 大 輔	保土ヶ谷区上菅 田町 1,723 番地 の 1
横浜市上白根地 域ケアプラザ	社会福祉法人横浜 市社会福祉協議会 所長 柴 崎 浩 志	中区桜木町 1 丁 目 1 番地
横浜市川井地域 ケアプラザ	社会福祉法人秀峰 社会 所長 北 瀬 淳 子	旭区下川井町 36 0 番地
横浜市左近山地 域ケアプラザ	社会福祉法人幸濟 社会 所長 山 本 茂	保土ヶ谷区川島 町 1,514 番地の 2
横浜市笹野台地 域ケアプラザ	社会福祉法人秀峰 社会 所長 星 野 良 介	旭区下川井町 36 0 番地

横浜市白根地域 ケアプラザ	社会福祉法人秀峰 社会 所長 北 嶋 美 佳	旭区下川井町 36 0 番地
横浜市鶴ヶ峰地 域ケアプラザ	社会福祉法人横浜 市福祉サービス協 会 所長 志 賀 厚	西区桜木町 6 丁 目 31 番地
横浜市ひかりが 丘地域ケアプラ ザ	社会福祉法人アド ベンチスト福祉会 所長 滝 沢 泰 彦	旭区上川井町 1, 988 番地
横浜市二俣川地 域ケアプラザ	社会福祉法人秀峰 社会 所長 奥 山 由佳里	旭区下川井町 36 0 番地
横浜市南希望が 丘地域ケアプラ ザ	社会福祉法人誠幸 会 理事長 鈴 木 太 郎	泉区上飯田町 2, 083 番地の 1
横浜市若葉台地 域ケアプラザ	社会福祉法人創生 会 理事長 飯 村 雄 一	旭区上川井町 2, 287 番地
横浜市磯子地域 ケアプラザ	社会福祉法人横浜 市福祉サービス協 会 所長 蒲 生 清 孝	西区桜木町 6 丁 目 31 番地
横浜市上笹下地 域ケアプラザ	社会福祉法人ふる さと自然村 理事長 山 本 康 世	高知県南国市岡 豊町常通寺島 33 5 番地の 3
横浜市新杉田地 域ケアプラザ	社会福祉法人電機 神奈川福祉センタ ー 理事長 岡 元 茂 樹	磯子区新杉田町 8 番地の 7
横浜市滝頭地域 ケアプラザ	社会福祉法人竹生 会 理事長 飛鳥田 一 朗	藤沢市遠藤 35 番 地
横浜市根岸地域 ケアプラザ	社会福祉法人訪問 の家 理事長 名 里 晴 美	栄区桂台中 4 番 7 号
横浜市屏風ヶ浦	社会福祉法人伸こ	栄区公田町 1,02

地域ケアプラザ	う 福 社 会 所 長 杉 浦 秀 治	0 番 地 の 5
横浜市 洋光台 地域 ケアプラザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 長 寿 会 理 事 長 篠 原 正 治	栄 区 野 七 里 一 丁 目 36 番 1 号
横浜市 釜利谷 地域 ケアプラザ	社 会 福 祉 法 人 す み な す 会 理 事 長 村 上 友 利	金 沢 区 釜 利 谷 南 二 丁 目 8 番 1 号
横浜市 泥亀 地域 ケアプラザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会 所 長 天 道 雄 太	西 区 桜 木 町 6 丁 目 31 番 地
横浜市 富岡 地域 ケアプラザ	社 会 福 祉 法 人 同 塵 会 理 事 長 松 井 住 仁	港 南 区 下 永 谷 四 丁 目 21 番 10 号
横浜市 富岡東 地域 ケアプラザ	社 会 福 祉 法 人 若 竹 大 寿 会 理 事 長 竹 田 一 雄	神 奈 川 区 羽 沢 町 550 番 地 の 1
横浜市 並木 地域 ケアプラザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会 所 長 松 橋 暁	中 区 桜 木 町 1 丁 目 1 番 地
横浜市 西金沢 地域 ケアプラザ	社 会 福 祉 法 人 昂 理 事 長 鈴 木 修	西 区 北 幸 二 丁 目 8 番 4 号
横浜市 能見台 地域 ケアプラザ	社 会 福 祉 法 人 恩 賜 財 団 濟 生 会 支 部 神 奈 川 県 濟 生 会 所 長 木 下 眞 佐 美	神 奈 川 区 西 神 奈 川 一 丁 目 13 番 地 10
横浜市 六浦 地域 ケアプラザ	社 会 福 祉 法 人 恩 賜 財 団 濟 生 会 支 部 神 奈 川 県 濟 生 会 所 長 佐 藤 章	神 奈 川 区 西 神 奈 川 一 丁 目 13 番 地 10
横浜市 柳町 地域 ケアプラザ	社 会 福 祉 法 人 す み な す 会 理 事 長 村 上 友 利	金 沢 区 釜 利 谷 南 二 丁 目 8 番 1 号
横浜市 西柴 地域 ケアプラザ	社 会 福 祉 法 人 昂 理 事 長 鈴 木 修	西 区 北 幸 二 丁 目 8 番 4 号

横浜市篠原地域 ケアプラザ	社会福祉法人横浜 社会福祉協議会 所長 高橋真登香	中区桜木町 1 丁 目 1 番地
横浜市下田地域 ケアプラザ	社会福祉法人横浜 共生会 所長 星野昌昭	港北区新吉田町 6,001 番地の 6
横浜市城郷小机 地域ケアプラザ	社会福祉法人秀峰 社会 所長 宮原多佳子	旭区下川井町 36 0 番地
横浜市高田地域 ケアプラザ	社会福祉法人緑峰 理事長 高田優一	港北区新吉田町 6,051 番地
横浜市樽町地域 ケアプラザ	社会福祉法人横浜 共生会 所長 藤塚政敏	港北区新吉田町 6,001 番地の 6
横浜市新羽地域 ケアプラザ	社会福祉法人横浜 共生会 所長 水村志津子	港北区新吉田町 6,001 番地の 6
横浜市日吉本町 地域ケアプラザ	社会福祉法人緑峰 理事長 高田優一	港北区新吉田町 6,051 番地
横浜市大豆戸地 域ケアプラザ	社会福祉法人横浜 市福祉サービス協 会 所長 櫻井敦也	西区桜木町 6 丁 目 31 番地
横浜市鴨居地域 ケアプラザ	社会福祉法人清光 社会 所長 長谷川政樹	保土ヶ谷区上菅 田町 1,723 番地 の 1
横浜市霧が丘地 域ケアプラザ	社会福祉法人奉優 社会 所長 林ゆかり	東京都世田谷区 駒沢 1 丁目 4 番 15 号
横浜市十日市場 地域ケアプラザ	社会福祉法人神奈 川県匡済会 所長 今野修	泉区和泉町 6,18 1 番地の 2
横浜市長津田地 域ケアプラザ	社会福祉法人横浜 社会福祉協議会 所長	中区桜木町 1 丁 目 1 番地

	桐 洋 生	
横浜市中山地域 ケアプラザ	社会福祉法人横浜 社会福祉サービス協 会 所 長 田 中 志 乃	西区桜木町 6 丁 目 31 番地
横浜市東本郷地 域ケアプラザ	社会福祉法人横浜 YMCA 福祉会 理 事 長 佐 竹 博	中区常盤町 1 丁 目 7 番地
横浜市山下地 域ケアプラザ	社会福祉法人ふじ 寿か会 所 長 村 尾 純	緑区西八朔町 77 3 番地の 2
横浜市美しが丘 地域ケアプラザ	社会福祉法人緑成 会 理 事 長 田 中 實	青葉区鉄町 2,07 5 番地の 3
横浜市荏田地 域ケアプラザ	社会福祉法人横浜 社会福祉協議会 所 長 熊 澤 美 佐 子	中区桜木町 1 丁 目 1 番地
横浜市大場地 域ケアプラザ	社会福祉法人横浜 社会福祉サービス協 会 所 長 高 瀬 規 子	西区桜木町 6 丁 目 31 番地
横浜市恩田地 域ケアプラザ	社会福祉法人みど り福祉会 理 事 長 戸 田 堯 子	青葉区さつきが 丘 8 番地の 4
横浜市鴨志田地 域ケアプラザ	社会福祉法人ふじ 寿か会 理 事 長 前 田 順 啓	緑区西八朔町 77 3 番地の 2
横浜市さつきが 丘地域ケアプラ ザ	社会福祉法人みど り福祉会 理 事 長 戸 田 堯 子	青葉区さつきが 丘 8 番地の 4
横浜市すすき野 地域ケアプラザ	社会福祉法人若竹 大寿会 理 事 長 竹 田 一 雄	神奈川区羽沢町 550 番地の 1
横浜市たまプラ ーザ地域ケアプ ラザ	社会福祉法人緑成 会 理 事 長 田 中 實	青葉区鉄町 2,07 5 番地の 3
横浜市もえぎ野	社会福祉法人横浜	中区桜木町 1 丁

地 域 ケ ア プ ラ ザ	市 社 会 福 祉 協 議 会 館 長 吉 田 隆 彦	目 1 番 地
横 浜 市 加 賀 原 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 中 川 徳 生 会 理 事 長 高 橋 栄 治 郎	都 筑 区 南 山 田 二 丁 目 39 番 35 号
横 浜 市 葛 が 谷 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会 所 長 三 島 勝	中 区 桜 木 町 1 丁 目 1 番 地
横 浜 市 新 栄 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会 所 長 今 野 一 彦	西 区 桜 木 町 6 丁 目 31 番 地
横 浜 市 中 川 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 若 竹 大 寿 会 理 事 長 竹 田 一 雄	神 奈 川 区 羽 沢 町 550 番 地 の 1
横 浜 市 都 田 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 秀 峰 会 所 長 桑 島 主 税	旭 区 下 川 井 町 36 0 番 地
横 浜 市 上 倉 田 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 開 く 社 会 所 長 佐 藤 麻 子	泉 区 中 田 西 一 丁 目 11 番 2 号
横 浜 市 上 矢 部 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 だ い の 会 理 事 長 中 村 和 雄	戸 塚 区 上 矢 部 町 2,342 番 地
横 浜 市 下 倉 田 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 開 く 社 会 所 長 西 隈 肇	泉 区 中 田 西 一 丁 目 11 番 2 号
横 浜 市 名 瀬 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 朋 光 会 所 長 阿 部 ひ ろ み	戸 塚 区 名 瀬 町 1, 566 番 地
横 浜 市 原 宿 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 聖 母 理 事 長 塩 塚 俊 子	東 京 都 新 宿 区 中 落 合 2 丁 目 5 番 1 号
横 浜 市 東 戸 塚 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会 所 長 岩 井 美 奈 子	中 区 桜 木 町 1 丁 目 1 番 地

横浜市平戸地域 ケアプラザ	社会福祉法人聖ヒ ルダ会 理事長 相澤 牧 人	戸塚区汲沢町 1, 060 番地
横浜市深谷俣野 地域ケアプラザ	社会福祉法人聖母 会 理事長 塩塚 俊 子	東京都新宿区中 落合 2 丁目 5 番 1 号
横浜市舞岡柏尾 地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜 市福祉サービス協 会 所長 横山 敦 子	西区桜木町 6 丁 目 31 番地
横浜市南戸塚地 域ケアプラザ	社会福祉法人朋光 会 所長 福島 百 合	戸塚区名瀬町 1, 566 番地
横浜市笠間地域 ケアプラザ	社会福祉法人同塵 会 理事長 松井 住 仁	港南区下永谷四 丁目 21 番 10 号
横浜市桂台地域 ケアプラザ	社会福祉法人訪問 の家 理事長 名里 晴 美	栄区桂台中 4 番 7 号
横浜市小菅ケ谷 地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜 市福祉サービス協 会 所長 下川邊 太 陽	西区桜木町 6 丁 目 31 番地
横浜市豊田地域 ケアプラザ	社会福祉法人横浜 市社会福祉協議会 会長 荒木田 百 合	中区桜木町 1 丁 目 1 番地
横浜市中野地域 ケアプラザ	社会福祉法人ル・ プリ 理事長 宮内 眞 治	旭区金が谷 550 番地
横浜市野七里地 域ケアプラザ	社会福祉法人伸こ う福祉会 理事長 高田 益 江	栄区公田町 1,02 0 番地の 5
横浜市本郷台駅 前地域ケアプラ ザ	横浜市福祉サービ ス協会・さかえ区 民活動支援協会グ ループ 代表者 社会福祉法人横浜	西区桜木町 6 丁 目 31 番地

	市福祉サービス協 会 施設長 柴田真紀	
横浜市いずみ中 央地域ケアプラ ザ	社会福祉法人横浜 市福祉サービス協 会 所長 神坂照美	西区桜木町 6 丁 目 31 番地
横浜市いずみ野 地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜 市福祉サービス協 会 所長 鈴木登志子	西区桜木町 6 丁 目 31 番地
横浜市岡津地域 ケアプラザ	社会福祉法人誠幸 会 理事長 鈴木太郎	泉区上飯田町 2, 083 番地の 1
横浜市踊場地域 ケアプラザ	社会福祉法人神奈 川県匡済会 所長 生田純也	泉区和泉町 6,18 1 番地の 2
横浜市上飯田地 域ケアプラザ	社会福祉法人公正 会 理事長 齋藤智範	泉区池の谷 3,90 1 番地の 1
横浜市下和泉地 域ケアプラザ	社会福祉法人横浜 市社会福祉協議会 所長 梶山辰吉	中区桜木町 1 丁 目 1 番地
横浜市新橋地域 ケアプラザ	社会福祉法人開く 会 理事長 鈴木正明	泉区中田西一丁 目 11 番 2 号
横浜市阿久和地 域ケアプラザ	社会福祉法人湘南 遊愛会 理事長 君嶋博明	戸塚区川上町 84 番地の 1
横浜市下瀬谷地 域ケアプラザ	社会福祉法人同塵 会 理事長 松井住仁	港南区下永谷四 丁目 21 番 10 号
横浜市中屋敷地 域ケアプラザ	社会福祉法人誠幸 会 理事長 鈴木太郎	泉区上飯田町 2, 083 番地の 1
横浜市二ツ橋地 域ケアプラザ	社会福祉法人横浜 市社会福祉協議会	中区桜木町 1 丁 目 1 番地

	所 長 宮 島 耕 一	
横 浜 市 二 ツ 橋 第 二 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会 所 長 福 嶺 典 子	中 区 桜 木 町 1 丁 目 1 番 地

横浜市告示第 245 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和 5 年 1 月 7 日	井澤歯科医院	鶴見区下末吉一丁目 1 番 18 号
令和 5 年 1 月 30 日	長谷川歯科医院	保土ヶ谷区保土ヶ谷町 2 丁目 110 番地
令和 5 年 2 月 1 日	うちだ歯科	鶴見区鶴見中央一丁目 16 番 14 号
同	大口通りデンタルクリニック	神奈川区大口通 30 番地の 3
同	井関医院	神奈川区栄町 6 番地の 1
同	みらい薬局横浜店	神奈川区新浦島町 1 丁目 1 番地の 32
同	みなとみらいおぎはら歯科医院	西区みなとみらい五丁目 3 番 1 号
同	上永谷調剤薬局	港南区上永谷二丁目 22 番 29 号
同	なかむら歯科医院	保土ヶ谷区常盤台 55 番 19 号
同	大信薬局磯子店	磯子区杉田坪呑 2 番 3 - 103 号
同	かもい訪問歯科	緑区鴨居二丁目 6 番 2 号
同	松田薬局	青葉区美しが丘一丁目 23 番地の 2
同	中川駅前歯科クリニック	都筑区中川一丁目 10 番 2 号
同	大信薬局センター北店	都筑区中川中央一丁目 2 番 2 号
令和 5 年 3 月 1 日	スギ薬局馬車道店	中区弁天通 4 丁目 53 番地の 1
同	ストレスケアクリニック 関内	中区蓬萊町 3 丁目 10 7 番地の 1
同	日本調剤市大福浦薬局	金沢区福浦三丁目 9 番地
令和 5 年 3 月 13 日	みどり薬局こみち店	青葉区青葉台一丁目 13 番地の 2

令和 5 年 4 月 1 日	ふれあい呼吸器クリ ニック	都筑区葛が谷 8 番 8 号
----------------	------------------	-------------------

横浜市告示第 246 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 3 月 1 日	植 田 昌 史	開設なし	金沢区六浦東一丁目 34 番 1 号
令和 5 年 4 月 1 日	谷 文 斗	鍼灸マッサージ エムズサポート	港南区日野八丁目 1 番 2 号
同	牛久保 尚 貴	M a s s A g e 治療院新横浜	港北区小机町 290 番地の 1
同	大 澤 悠	同	同
同	齋 藤 興 伸	同	同
同	小 川 貴 志	<はりきゅう> からだ元気治療 院横浜港北店	港北区新横浜一丁目 18 番地の 3
同	神 栄 子	まごころ鍼灸マ ッサージ治療院 横浜緑営業所	緑区三保町 2,300 番地
同	小 川 優 一 郎	Clover 鍼灸院	都筑区中川中央一 丁目 22 番 1 号

横浜市告示第 247 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和 4 年 10 月 27 日	(新)えはらクリニック	瀬谷区相沢七丁目 59 番地の 1
	(旧)江原医院	
令和 5 年 2 月 1 日	(新)港南台ライム薬局	港南区港南台七丁目 42 番 30 号
	(旧)オオミ薬局	
同	(新)アイン薬局あかね台店	青葉区恩田町 1,778 番地の 1
	(旧)あかね台たんぽぽ薬局	
同	(新)なの花薬局たてば店	泉区和泉中央南一丁目 10 番 37 号
	(旧)たてば薬局	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 5 年 1 月 1 日	株式会社ひとはな	瀬谷区阿久和西三丁目 3 番地の 4	ひと花訪問看護リハビリステーション	(新)旭区東希望が丘 105 番地の 1
				(旧)旭区柏町 12 番地の 2

横浜市告示第 248 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 2 月 1 日	大山佐知子	(新)開設なし	(新)神奈川区富家町 6 番地の 8
		(旧)指圧マッサージ 長生伊藤治療 院	(旧)港北区篠原西町 17 番 39 号
同	秋本瑞秀	鍼灸マッサージ エムズサポート	(新)港南区日野八丁 目 1 番 2 号
			(旧)港南区港南中央 通 9 番 14 号
同	井上未波	同	(新)港南区日野八丁 目 1 番 2 号
			(旧)港南区港南中央 通 9 番 14 号
同	中村絢子	同	(新)港南区日野八丁 目 1 番 2 号
			(旧)港南区港南中央 通 9 番 14 号
同	松前克俊	同	(新)港南区日野八丁 目 1 番 2 号
			(旧)港南区港南中央 通 9 番 14 号
同	柚村実冴	同	(新)港南区日野八丁 目 1 番 2 号
			(旧)港南区港南中央 通 9 番 14 号
同	吉川悠	同	(新)港南区日野八丁 目 1 番 2 号
			(旧)港南区港南中央 通 9 番 14 号
令和 5 年 2 月 9 日	橋本直俊	(新)リハプライド 磯子マッサージ 治療院	(新)磯子区磯子二丁 目 22 番 13 号
		(旧)湘南リラック ス鍼灸マッサー ジ	(旧)金沢区並木二丁 目 13 番 1 号

令和 5 年 3 月 1 日	笹 原 秀 之	開設なし	(新)青葉区あかね台 二丁目 3 番地の 5 (旧)戸塚区川上町 66 3 番地
-------------------	---------	------	---

横浜市告示第 249 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和元年12月15日	東海小児科	港南区港南台五丁目23番30号
令和2年12月7日	エサシカ歯科医院	戸塚区前田町501番地の9
令和4年10月31日	医療法人木原会木原整形外科医院	金沢区六浦二丁目1番20号
令和5年1月6日	井澤歯科医院	鶴見区下末吉一丁目1番18号
令和5年1月10日	子安調剤薬局	鶴見区鶴見中央四丁目2番2号
令和5年1月29日	長谷川歯科医院	保土ヶ谷区保土ヶ谷町2丁目110番地
令和5年1月31日	うちだ歯科	鶴見区鶴見中央一丁目16番13号
同	東京プラス歯科矯正歯科神奈川大口	神奈川区大口通30番地の3
同	井関医院	神奈川区栄町6番地の1
同	みらい薬局横浜店	神奈川区新浦島町1丁目1番地の32
同	みなとみらいおぎはら歯科医院	西区みなとみらい五丁目3番1号
同	上永谷調剤薬局	港南区上永谷二丁目22番29号
同	なかむら歯科医院	保土ヶ谷区常盤台58番1号
同	ふれあい調剤薬局磯子店	磯子区杉田坪呑2番3-103号
同	かもい訪問歯科	緑区鴨居二丁目6番2号
同	松田薬局	青葉区美しが丘一丁目23番地の2
同	中川駅前歯科クリニック	都筑区中川一丁目10番2号

同	ふれあい調剤薬局センター北店	都筑区中川中央一丁目 2 番 2 号
同	とつか上倉田歯科	戸塚区上倉田町 2,15 6 番地
令和 5 年 3 月 31 日	菊池デンタルクリニック	鶴見区鶴見中央四丁目 16 番 3 号
同	橋爪医院	鶴見区寺谷二丁目 13 番 7 号
同	医療法人社団ふたば会いずみ中央診療所	泉区和泉中央南五丁目 2 番 3 号
同	下村歯科医院	瀬谷区中央 19 番地の 5

横浜市告示第 250 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 1 月 31 日	那 倉 洋 平	はり、きゅう、 あん摩マッサー ジ指圧ひまわり 治療院都筑	都筑区中川一丁目 20 番 1 号
令和 5 年 2 月 21 日	山 口 千 尋	鍼灸マッサー ジエムズサポー ト	港南区港南中央通 9 番 14 号
令和 5 年 2 月 28 日	市 原 彬 光	レイス治療院横 浜金沢	金沢区能見台通 3 番 6 号

横浜市告示第 251 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

辞退年月日	名称	所在地
令和 5 年 3 月 31 日	村山クリニック	神奈川区大口通 74 番地の 1
同	オーシャンクリニック	中区桜木町 1 丁目 1 番地の 7

横浜市告示第 252 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 9 月 26 日	株式会社ドルフィン・エイド	岡山県倉敷市白楽町 59 番地の 1	訪問介護ステーションドルフィン港北	(新) 港北区新吉田東一丁目 72 番 17 号
				(旧) 港北区新吉田東六丁目 34 番 21 号
令和 5 年 2 月 1 日	一般社団法人リンクウエルせや	(新) 瀬谷区本郷二丁目 26 番地の 1	リンクウエルせや	(新) 瀬谷区本郷二丁目 26 番地の 1
		(旧) 瀬谷区相沢六丁目 18 番地の 10		(旧) 瀬谷区相沢六丁目 18 番地の 10

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 2 月 1 日	株式会社 ONEERYS	(新) 神奈川区六角橋六丁目 1 番 16 号	LA メディカルステーション	(新) 神奈川区六角橋六丁目 1 番 16 号
		(旧) 神奈川区神大寺四丁目 18 番 4 号		(旧) 神奈川区神大寺四丁目 18 番 4 号
令和 5 年 1 月 1 日	株式会社ひとはな	瀬谷区阿久和西三丁目 3 番地の 4	ひと花訪問看護リハビリステーション	(新) 旭区東希望が丘 105 番地の 1
				(旧) 旭区柏町 12 番地の 2

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 1 月 1 日	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号	(新) 日本調剤弘明寺薬局	南区弘明寺町 134 番地
			(旧) スーパードラッグタロー薬局	

令和 5 年 2 月 1 日	有限会社オ フィスグ リーピュ ア	保土ケ谷区 岩井町 222 番地	(新)港南台ライ ム薬局 (旧)オオミ薬局	港南区港南台 七丁目 42 番 30 号
同	株式会社ア インファ ーマシー ズ	札幌市白石 区東札幌五 条 2 丁目 4 番 30 号	(新)アイン薬局 あかね台店 (旧)あかね台た んぼぼ薬局	青葉区恩田町 1,778 番地の 1
同	株式会社な の花東日 本	東京都港区 虎ノ門 1 丁 目 1 番 18 号	(新)なの花薬局 たてば店 (旧)たてば薬局	泉区和泉中央 南一丁目 10 番 37 号

4 居宅介護支援事業者

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護支援 事業所の名称	居宅介護支援 事業所の所在地
令和 4 年 6 月 15 日	特定非営利 活動法人ピ ッピ・親子 サポートネ ット	青葉区荏田 西三丁目 1 番地の 19	(新)居宅介護支 援大場町み なのいえ (旧)ヘルパー ステーション みなのいえ	(新)青葉区大場 町 174 番地の 280 (旧)青葉区市ケ 尾町 1,065 番 地の 5
令和 4 年 12 月 1 日	有限会社パ ッサジオ	(新)神奈川区 神之木町 19 番 17 号 (旧)港南区芹 が谷四丁目 21 番 1 号	ケアプランナ ーみどり	(新)神奈川区神 之木町 19 番 17 号 (旧)神奈川区神 之木町 11 番 12 号

5 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 4 年 2 月 1 日	株式会社 O N E R E Y S	(新)神奈川区 六角橋六丁 目 1 番 16 号 (旧)神奈川区 神大寺四丁 目 18 番 4 号	L A メディ カ ルス テー ショ ン	(新)神奈川区六 角橋六丁目 1 番 16 号 (旧)神奈川区神 大寺四丁目 18 番 4 号
令和 5 年 1 月 1 日	株式会社ひ とはな	瀬谷区阿久 和西三丁目 3 番地の 4	ひと花訪問 看護リハビ リ テー ション	(新)旭区東希 望が丘 105 番 地の 1 (旧)旭区柏町 12 番地の 2

6 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 5 年 1 月 1 日	日本調剤株 式会社	東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号	(新)日本調剤 弘 明寺 薬局 (旧)スーパ ー ド ラ グ タ ロー	南区弘明寺町 134 番地

			薬局	
令和 5 年 2 月 1 日	有限会社オ フィスグ リーンピ ュア	保土ヶ谷区 岩井町 222 番地	(新)港南台ライ ム薬局 (旧)オオミ薬局	港南区港南台 七丁目 42 番 30 号
同	株式会社ア インフ ァー マシー ズ	札幌市白石 区東札幌五 条 2 丁目 4 番 30 号	(新)アイン薬局 あかね台店 (旧)あかね台た んぽぽ薬局	青葉区恩田町 1,778 番地の 1
同	株式会社な の花東日本	東京都港区 虎ノ門 1 丁 目 1 番 18 号	(新)なの花薬局 たてば店 (旧)たてば薬局	泉区和泉中央 南一丁目 10 番 37 号

7 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の名 称	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の所 在地
令和 5 年 2 月 1 日	一般社団法人 リンクウ ェルせや	(新)瀬谷区本 郷二丁目 26 番地の 1 (旧)瀬谷区相 沢六丁目 18 番地の 10	リンクウエル せや	(新)瀬谷区本郷 二丁目 26 番地 の 1 (旧)瀬谷区相沢 六丁目 18 番地 の 10

横浜市告示第 253 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 1 月 6 日	井澤政紀	鶴見区下末吉一丁目 1 番 18 号	井澤歯科医院	鶴見区下末吉一丁目 1 番 18 号
令和 5 年 1 月 31 日	井関雅一	神奈川区栄町 6 番地の 1	井関医院	神奈川区栄町 6 番地の 1
令和 5 年 2 月 28 日	株式会社ポートサイド薬局	同	ポートサイド薬局	同

2 居宅介護事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 2 月 28 日	社会福祉法人同塵会	港南区下永谷四丁目 21 番 10 号	特別養護老人ホーム芙蓉苑	港南区下永谷四丁目 21 番 10 号

3 居宅介護事業者（夜間対応型訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 2 月 28 日	社会福祉法人同塵会	港南区下永谷四丁目 21 番 10 号	特別養護老人ホーム芙蓉苑	港南区下永谷四丁目 21 番 10 号

4 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 5 年 2 月 28 日	有限会社上永谷薬局	磯子区森一丁目 10 番 9 号	上永谷薬局居宅介護支援事業所	金沢区富岡西一丁目 68 番 31 号

5 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地

令和 5 年 1 月 6 日	井 澤 政 紀	鶴 見 区 下 末 吉 一 丁 目 1 番 18 号	井 澤 歯 科 医 院	鶴 見 区 下 末 吉 一 丁 目 1 番 18 号
令和 5 年 1 月 31 日	井 関 雅 一	神 奈 川 区 栄 町 6 番 地 の 1	井 関 医 院	神 奈 川 区 栄 町 6 番 地 の 1
令和 5 年 2 月 28 日	株 式 会 社 ポ ー ト サ イ ド 薬 局	同	ポ ー ト サ イ ド 薬 局	同

横浜市告示第 254 号

生活保護法に基づく指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項に規定する指定介護機関として、次のとおり辞退した。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問看護）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 4 年 5 月 30 日	医療法人光輪会	大阪市北区中津 3 丁目 29 番 35 号	医療法人光輪会あおぞらクリニック	都筑区茅ヶ崎中央 40 番 3 号

2 居宅介護事業者（訪問リハビリテーション）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 5 月 30 日	医療法人光輪会	大阪市北区中津 3 丁目 29 番 35 号	医療法人光輪会あおぞらクリニック	都筑区茅ヶ崎中央 40 番 3 号

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 3 年 10 月 31 日	株式会社あさひ薬局	旭区中沢一丁目 46 番 3 号	あさひ薬局 鶴ヶ峰店	旭区鶴ヶ峰二丁目 67 番地の 8
令和 4 年 3 月 31 日	株式会社サン薬局	港南区港南台四丁目 7 番 29 号	サン薬局南在宅療養支援部	港南区上永谷二丁目 11 番 1 号
令和 4 年 5 月 30 日	医療法人光輪会	大阪市北区中津 3 丁目 29 番 35 号	医療法人光輪会あおぞらクリニック	都筑区茅ヶ崎中央 40 番 3 号
令和 4 年 5 月 31 日	小石 健	藤沢市辻堂 4 丁目 6 番 14 号	大倉山アルカディア歯科	港北区大倉山五丁目 25 番 19 号

4 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地

令和 4 年 5 月 30 日	医療法人光輪会	大阪市北区 中津 3 丁目 29 番 35 号	医療法人光 輪会あおぞ らクリニック	都筑区茅ヶ 崎中央 40 番 3 号
--------------------	---------	-------------------------------	--------------------------	--------------------------

5 介護予防事業者（介護予防訪問リハビリテーション）

辞退年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防事 業所の所在 地
令和 4 年 5 月 30 日	医療法人光輪会	大阪市北区 中津 3 丁目 29 番 35 号	医療法人光 輪会あおぞ らクリニック	都筑区茅ヶ 崎中央 40 番 3 号

6 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

辞退年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防事 業所の所在 地
令和 3 年 10 月 31 日	株式会社あさひ 薬局	旭区中沢一 丁目 46 番 3 号	あさひ薬局 鶴ヶ峰店	旭区鶴ヶ峰 二丁目 67 番 地の 8
令和 4 年 3 月 31 日	株式会社サン薬 局	港南区港南 台四丁目 7 番 29 号	サン薬局南 在宅療養 支援部	港南区上永 谷二丁目 11 番 1 号
令和 4 年 5 月 30 日	医療法人光輪会	大阪市北区 中津 3 丁目 29 番 35 号	医療法人光 輪会あおぞ らクリニック	都筑区茅ヶ 崎中央 40 番 3 号
令和 4 年 5 月 31 日	小 石 健	藤沢市辻堂 4 丁目 6 番 14 号	大倉山アル カディア歯 科	港北区大倉 山五丁目 25 番 19 号

横浜市告示第 255 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 4 月 1 日	みらい薬局日吉本町店	港北区日吉本町五丁目 4 番 3 号	薬局
同	アイセイハート薬局青葉台店	青葉区青葉台二丁目 2 番地の 2	同
同	レイケア訪問看護リハビリテーション	南区通町 2 丁目 39 番地の 11	訪問看護

横浜市告示第 256 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 3 月 1 日	イオン薬局東神奈川店	神奈川区富家町 1 番地	薬局
令和 5 年 4 月 1 日	薬局ナチュラル・メディクス	磯子区森一丁目 7 番 10 号	同
同	横浜市福祉サービス協会訪問看護ステーション金沢	金沢区泥亀一丁目 17 番 15 号	訪問看護
令和 5 年 5 月 1 日	陽だまり薬局鶴見店	鶴見区東寺尾四丁目 4 番 23 号	薬局
同	みらい薬局能見台店	金沢区能見台三丁目 1 番地の 1	同
同	きらり薬局横浜日吉店	港北区日吉五丁目 6 番 20 号	同
同	フィットケアエクスプレスたまプラーザ駅前薬局	青葉区美しが丘二丁目 14 番地の 4	同
同	フィットケアエクスプレスセンター南店薬局	都筑区茅ヶ崎中央 1 番 1 号	同
同	フィットケアエクスプレス東戸塚店薬局	戸塚区品濃町 515 番地の 1	同
同	えがお訪問看護リハビリステーション	中区元町 3 丁目 116 番地	訪問看護
同	訪問看護ファミリー・ホスピス本郷台	栄区小菅ヶ谷三丁目 31 番 16 号	同
令和 5 年 6 月 1 日	わかば薬局横浜公園前	中区山下町 252 番地	薬局
同	スマイル薬局横浜橋店	南区白妙町 1 丁目 2 番地	同
同	ゆう薬局	保土ヶ谷区岩井町 12	同

		3 番 地 の 2	
同	すみれ薬局	緑区長津田みなみ台 一丁目 5 番地 の 22	同

横浜市告示第 257 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり業務を辞退した旨の届出があった。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

辞退年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 3 月 31 日	村山クリニック	神奈川区大口通 74 番地の 1	腎臓

横浜市告示第 258 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 12 月 1 日	N E X T F L O W 訪問看護こう ほく	港北区大倉山三丁目 13 番 7 号	訪問看護
令和 5 年 4 月 1 日	片倉町あかり脳 神経内科・内科 クリニック	神奈川区片倉一丁目 28 番 11 号	病院又は診療 所
同	合同会社ソラ・ コレードみどり 薬局こみち店	青葉区青葉台一丁目 13 番地の 2	薬局
同	みらい薬局日吉 本町店	港北区日吉本町五丁 目 4 番 3 号	同
同	アイセイハート 薬局青葉台店	青葉区青葉台二丁目 2 番地の 2	同

横浜市告示第 259 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 4 月 1 日	おのせメンタルクリニック	金沢区谷津町 343 番地	病院又は診療所
同	Dメンタルクリニック	都筑区茅ヶ崎中央 19 番 1 号	同
同	ほどがや脳神経外科クリニック	保土ヶ谷区帷子町 1 丁目 17 番地	同
同	カミオクリニック	港南区上大岡西一丁目 15 番 1 号	同
同	薬局 ナチュラル・メディクス	磯子区森一丁目 7 番 10 号	薬局
同	スマイル薬局 港北高田店	港北区高田西三丁目 1 番 21 号	同
同	横浜薬局	港南区最戸一丁目 4 番 11 号	同
同	稲垣薬局 横浜鶴見店	鶴見区豊岡町 20 番 14 号	同
同	薬局 たけむら	保土ヶ谷区岩崎町 2 番 14 号	同
同	マーガレット薬局	戸塚区品濃町 538 番地 の 1	同
同	訪問看護ステーション あさがお	旭区若葉台三丁目 5 番 1 号	訪問看護

横浜市告示第 260 号

よこはま健康・省エネ住宅事業者登録制度にかかる技術講習会テキスト売払代金の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、よこはま健康・省エネ住宅事業者登録制度にかかる技術講習会テキスト売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社エネルギーまちづくり社 代表取締役 竹内 昌 義	東京都港区芝 2 丁目 9 番 3 号	令和 5 年 4 月 5 日 から令和 6 年 3 月 22 日まで

横 浜 市 告 示 第 261 号

戸 塚 駅 西 口 高 架 下 店 舗 及 び 共 同 荷 捌 場 の 賃 貸 料 の 徴 収 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 22 年 政 令 第 16 号) 第 158 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 戸 塚 駅 西 口 高 架 下 店 舗 及 び 共 同 荷 捌 場 の 賃 貸 料 の 徴 収 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
横 浜 市 住 宅 供 給 公 社 理 事 長 小 林 一 美	神 奈 川 区 栄 町 8 番 地 の 1	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 まで

横浜市告示第 262 号

自転車駐車場整理手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、自転車駐車場の整理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
一般財団法人横浜市交通安全協会 代表理事 板橋 悟	中区住吉町 2 丁目 22 番地	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
横浜市 S & C パーキング共同事業体 代表団体 横浜サイカパーキング株式会社 代表取締役 森井 清	中区尾上町 6 丁目 81 番地	同
アートプレックス戸塚株式会社 代表取締役 佐野 克 欣	西区北幸一丁目 11 番 5 号	同

横浜市告示第 263 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

第 5 項第 3 号アの表中

「

同 H 号荷さばき地	同	26,609
------------	---	--------

」

を

「

同 H 号荷さばき地	同	28,355
------------	---	--------

」

に改め、同号エの表中

「

大黒ふ頭 1 号在来貨物ターミナル用地	鶴見区大黒ふ頭	6,435
同 H 号在来貨物ターミナル用地	同	1,746
同 I 号在来貨物ターミナル用地	同	1,200

」

を

「

大黒ふ頭 1 号在来貨物ターミナル用地	鶴見区大黒ふ頭	6,435
同 I 号在来貨物ターミナル用地	同	1,200

」

に改める。

横浜市告示第 264 号

横浜市港湾施設条例施行規則第 17 条第 1 項第 3 号及び横浜市入港料条例施行規則第 6 条第 1 項第 3 号の規定に基づく使用料等の減免事由及び減免額の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例施行規則第 17 条第 1 項第 3 号及び横浜市入港料条例施行規則第 6 条第 1 項第 3 号の規定に基づく使用料等の減免事由及び減免額の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 106 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

第 6 項の表中

「

(1) 完成自動車貨物のうち、トランシップ貨物を大黒ふ頭 P-3 号又は西緑地内の D 号荷さばき地に一時蔵置したとき。

」

を

「

(1) 完成自動車貨物のうち、トランシップ貨物を大黒ふ頭 H 号又は西緑地内の D 号荷さばき地に一時蔵置したとき。

」

に改め、同項の備考 1 中、「P-3 号」を「H 号」に、「A 0 7 ～ A 1 2 区画」を「A 0 6 ～ A 1 3、A 2 0 ～ A 2 2 区画」に改める。

横浜市告示第 265 号

「横浜の古道」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「横浜の古道」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 266 号

「称名寺庭園」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「称名寺庭園」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 267 号

「横浜市指定有形文化財 旧小岩井家住宅主屋並びに表門移築復原工事報告書」売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「横浜市指定有形文化財 旧小岩井家住宅主屋並びに表門移築復原工事報告書」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。
 令和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 268 号

「横浜市文化財地図」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「横浜市文化財地図」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 269 号

「横 浜 市 指 定 文 化 財 「氷 川 丸」 調 査 報 告 書」 売 払 代 金 収
納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 （ 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ） 第 158 条 第 1 項 の 規 定
に よ り 、 「 横 浜 市 指 定 文 化 財 「氷 川 丸」 調 査 報 告 書」 売 払 代 金 の 収
納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 知 的 障 害 者 育 成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 9 番 地 の 5	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 270 号

「旧ベリック邸（ベーリックホール）解体復原工事調査
報告書」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定
により、「旧ベリック邸（ベーリックホール）解体復原工事調査報
告書」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 271 号

「横 浜 市 指 定 有 形 文 化 財 「旧 柳 下 家 住 宅」 保 存 改 修 工 事
報 告 書」 売 払 代 金 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 （ 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ） 第 158 条 第 1 項 の 規 定
に よ り 、 「 横 浜 市 指 定 有 形 文 化 財 「 旧 柳 下 家 住 宅 」 保 存 改 修 工 事 報
告 書 」 売 払 代 金 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 知 的 障 害 者 育 成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 9 番 地 の 5	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 272 号

「わたしたちの横浜」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「わたしたちの横浜」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 273 号

「Yokohama Express」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「Yokohama Express」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 274 号

「わかるヨコハマ（2015年度版）」売払代金収納事務の
委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「わかるヨコハマ（2015年度版）」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月14日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

横浜市告示第 275 号

「横浜の本と文化」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「横浜の本と文化」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川区二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人横浜市手をつなぐ育成会 理事長 田 中 榮 子	泉区和泉中央北一丁 目 39 番 10 号	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 276 号

「横浜の本と文化別冊」売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定
 により、「横浜の本と文化別冊」売払代金の収納事務を次のとおり
 委託した。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川区二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人横浜市手をつなぐ育成会 理事長 田 中 榮 子	泉区和泉中央北一丁 目 39 番 10 号	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 277 号

「郷土よこはま」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「郷土よこはま」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 278 号

「郷土よこはま復刻合集版」売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定
 により、「郷土よこはま復刻合集版」売払代金の収納事務を次のと
 おり委託した。

令 和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 279 号

「本牧波瀾の 100 年」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「本牧波瀾の 100 年」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川区二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人横浜市手をつなぐ育成会 理事長 田 中 榮 子	泉区和泉中央北一丁 目 39 番 10 号	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 280 号

「Yokohama's Memory」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「Yokohama's Memory」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川区二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人横浜市手をつなぐ育成会 理事長 田 中 榮 子	泉区和泉中央北一丁 目 39 番 10 号	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 281 号

令 和 5 年 度 包 括 外 部 監 査 契 約 の 締 結

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 252 条 の 36 第 1 項 の 規 定 に
基 づ き 、 次 の と お り 包 括 外 部 監 査 契 約 を 締 結 し た 。

令 和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 包 括 外 部 監 査 契 約 の 期 間 の 始 期
令 和 5 年 4 月 1 日
- 2 包 括 外 部 監 査 契 約 を 締 結 し た 者 に 支 払 う べ き 監 査 に 要 す る 費 用
の 額 の 算 定 方 法
基 本 費 用 、 執 務 費 用 及 び 実 費 の 額 の 合 計 額
- 3 包 括 外 部 監 査 契 約 を 締 結 し た 者 の 氏 名 及 び 住 所
氏 名 柳 原 匠 巳
住 所 港 南 区 港 南 台 三 丁 目 13 番 10 号
- 4 包 括 外 部 監 査 契 約 を 締 結 し た 者 に 支 払 う べ き 監 査 に 要 す る 費 用
の 支 払 方 法
概 算 払

公 告

横 浜 市 公 告 第 222 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 、 第 2 号 及 び 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 5 年 3 月 29 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
健 康 福 祉 局 高 齢 健 康 福 祉 部 高 齢 施 設 課	事 務 職 員	嶋 田 克 也	停 職 12 箇 月

横 浜 市 公 告 第 223 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 、 第 2 号 及 び 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 5 年 3 月 29 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
青 葉 区 総 務 部 総 務 課	事 務 職 員	平 井 一	免 職

横浜市公告第 224 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) 業務スーパー横浜いずみ店 泉区和泉町 7,405 番地の 11
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社神戸物産 代表取締役 沼田博和 兵庫県加古川市加古川町平野 125 番地の 1
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社神戸物産 代表取締役 沼田博和 兵庫県加古川市加古川町平野 125 番地の 1 ほか 1 者
大規模小売店舗の新設をする日	令和 5 年 12 月 1 日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2,083 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 121 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 105 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 195 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 15.39 m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 9 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口 1 か所、出口 1 か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 6 時から午後 10 時まで

(添付図面は省略)

2 届出年月日

令和 5 年 3 月 30 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号

横浜市泉区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 225 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキたまプラーザ店
青葉区新石川二丁目 5 番地の 1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ケーズホールディングス
代表取締役 平本 忠
茨城県水戸市城南 2 丁目 7 番 5 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本 忠 茨城県水戸市柳町 1 丁目 13 番 20 号	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本 忠 茨城県水戸市城南 2 丁目 7 番 5 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本 忠 茨城県水戸市柳町 1 丁目 13 番 20 号	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本 忠 茨城県水戸市城南 2 丁目 7 番 5 号

(4) 変更の年月日

令和 4 年 8 月 1 日

(5) 変更した理由

設置者及び小売業者の住所変更のため

2 届出年月日

令和 5 年 3 月 13 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 226 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

横浜赤レンガ倉庫 2 号館
中区新港一丁目 1 番 2 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社横浜赤レンガ
代表取締役 五十嵐 光 晴
中区新港一丁目 1 番 1 号
ほか 1 者

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	フリースタイル有限公司 取締役 アドニツビイ 東京都練馬区南田中 4 丁目 17 番 25 号 ほか 31 者	フリースタイル有限公司 取締役 佐藤 洋 介 東京都練馬区南田中 4 丁目 17 番 25 号 ほか 44 者

(4) 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和 5 年 3 月 17 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 227 号

配慮市長意見見解書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、みなとみらい 2 1 中央地区 5 2 街区開発事業計画に係る配慮市長意見見解書の提出があったので、同条第 2 項の規定に基づき、当該配慮市長意見見解書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

1 計画段階事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

D K みなとみらい 5 2 街区特定目的会社

取締役 北川 久 芳

東京都千代田区丸の内 3 丁目 1 番 1 号 東京共同会計事務所内
株式会社光優

代表取締役 襟川 陽 一

港北区日吉二丁目 11 番 25 号

2 事業の名称

みなとみらい 2 1 中央地区 5 2 街区開発事業計画

3 事業を実施しようとする区域

西区みなとみらい五丁目 1 番の 2 ほか

4 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課

西区中央一丁目 5 番 10 号

横浜市西区役所総務部区政推進課

5 縦覧期間

令和 5 年 4 月 14 日から令和 5 年 4 月 28 日まで

横浜市公告第 228 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
中区北仲通六丁目 103 番、104 番、105 番、106 番、107 番、108 番、109 番、110 番、111 番、112 番、115 番、116 番、119 番、120 番、121 番、123 番、125 番及び 126 番の各一部並びに 122 番
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

横 浜 市 公 告 第 229 号

土 地 改 良 区 清 算 人 の 就 任 の 届 出

土 地 改 良 法 (昭 和 24 年 法 律 第 195 号) 第 68 条 第 4 項 に お い て 準 用
 する 同 法 第 18 条 第 17 項 の 規 定 に 基 づ き 、 清 算 法 人 横 浜 市 戸 塚 区 舞 岡
 土 地 改 良 区 か ら 次 の と お り 清 算 人 が 就 任 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

就 任 し た 清 算 人 の 住 所 及 び 氏 名

住 所	氏 名
戸 塚 区 舞 岡 町 1,913 番 地	金 子 光 一
戸 塚 区 舞 岡 町 2,911 番 地	相 澤 晴 男
戸 塚 区 舞 岡 町 753 番 地	北 見 光 春
戸 塚 区 舞 岡 町 2,910 番 地	北 見 信 幸
戸 塚 区 舞 岡 町 795 番 地	小 泉 国 雄
戸 塚 区 舞 岡 町 1,364 番 地	角 津 安 男
戸 塚 区 舞 岡 町 1,911 番 地	金 子 政 也
戸 塚 区 舞 岡 町 1,192 番 地	田 中 康 夫
戸 塚 区 舞 岡 町 3,374 番 地	小 泉 佐 登 嗣

横 浜 市 公 告 第 230 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、堀 口 建 築 協 定 を 認 可 し た。

そ の 建 築 協 定 書 は、横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令 和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 231 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 6 月 17 日 第 2022 開 1304 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 汲 沢 三 丁 目 9 番 18 号
森 純 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 汲 沢 三 丁 目 1,714 番 の 1 、 1,714 番 の 28 、 1,714 番 の 74
及 び 1,715 番 の 13

横 浜 市 公 告 第 232 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 6 月 29 日 第 2022 開 1602 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
瀬 谷 区 卸 本 町 9,279 番 地 の 43
株 式 会 社 アイ シ マ
代 表 取 締 役 相 澤 利 彦
泉 区 緑 園 一 丁 目 18 番 地 の 3
畑 由 鶴
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 岡 津 町 3,199 番 の 1

横 浜 市 公 告 第 233 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 11 月 9 日 第 2022 開 1309 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 南 軽 井 沢 5 番 地 の 1
株 式 会 社 あ さ ひ ハ ウ ジ ン グ セ ン タ ー
代 表 取 締 役 香 山 裕 司
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 東 俣 野 町 1,210 番 の 1 及 び 1,210 番 の 3 の 各 一 部 、 1,210
番 の 4 並 び に 1,210 番 の 5

横 浜 市 公 告 第 234 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 11 月 10 日 第 2022 開 602 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
中 区 宮 川 町 1 丁 目 4 番 地
有 限 会 社 ス タ ー ト ル
代 表 取 締 役 桐 生 貴 久
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 南 区 笹 下 五 丁 目 469 番 の 1 、 469 番 の 6 、 470 番 の 1 及 び 47
0 番 の 4 か ら 470 番 の 7 ま で

横 浜 市 公 告 第 235 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 一 部 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 29 ・ 39 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 5 年 3 月 30 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
6.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
134.50 m
- 5 廃 止 の 場 所
神 奈 川 区 六 角 橋 五 丁 目 1,063 番 の 149 地 先 か ら 六 角 橋 六 丁 目 1,
054 番 の 3 地 先 ま で

横浜市公告第 236 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 41・85 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 3 月 28 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
74.50 m
- 5 廃止の場所
旭区柏町 16 番の 9 地先から 134 番の 1 地先まで

横浜市公告第 237 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 50・11・1 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 3 月 30 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
53.70 m
- 5 廃止の場所
港北区師岡町 523 番の 1 地先から 557 番の 8 地先まで

横浜市公告第 238 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 44・17 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 3 月 29 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
94.50 m
- 5 廃止の場所
瀬谷区二ツ橋町 105 番の 9 地先から 105 番の 15 地先まで及び 10
5 番の 19 地先から 105 番の 23 地先まで

横 浜 市 公 告 第 239 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 5 年 3 月 28 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
17.52 m
- 4 廃 止 の 場 所
鶴 見 区 東 寺 尾 中 台 1,463 番 の 48 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 240 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 5 年 3 月 31 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
8.03 m
- 4 廃 止 の 場 所
旭 区 本 村 町 89 番 の 31

区 告 示

西区告示第 2 号（令和 5 年 3 月 23 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、浅間町五丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 3 月 23 日

横浜市西区長 菊 地 健 次

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	田 高 龍 治 西区南浅間町 5 丁目 383 番 8 号	平 多 津 夫 西区南浅間町 5 丁目 388 番 4 号 1104

区 公 告

西 区 公 告 第 57 号 (令 和 5 年 3 月 31 日 掲 示 済)

横 浜 市 西 ス ポ ー ツ セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 西 ス ポ ー ツ セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 西 区 長 菊 地 健 次

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 市 西 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	東 京 都 澁 谷 区 道 玄 坂 一 丁 目 10 番 8 号	東 急 ス ポ ー ツ オ ア シ ス ・ 日 本 水 泳 振 興 会 共 同 事 業 体 代 表 者 株 式 会 社 東 急 ス ポ ー ツ オ ア シ ス 代 表 取 締 役 山 岸 通 庸	令 和 5 年 3 月 31 日 か ら 令 和 5 年 第 2 回 市 会 定 例 会 の 議 決 予 定 日 ま で

水道局

横浜市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山岡 秀一

水道局規程第 3 号（令和 5 年 3 月 31 日揭示済）

横浜市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程

（横浜市水道局事務分掌規程の一部改正）

第 1 条 横浜市水道局事務分掌規程（昭和 27 年 10 月水道局規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項及び第 4 項、第 6 条第 2 項及び第 3 項並びに第 8 条第 2 項中「及び担当係長」を「、担当係長及びキャリアスタッフ」に改める。

（横浜市水道局企業職員就業規程の一部改正）

第 2 条 横浜市水道局企業職員就業規程（昭和 37 年 4 月水道局規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 6 中「、企業職員の任用の特例に関する規則（平成 19 年 3 月横浜市人事委員会規則第 18 号）及び横浜市一般職職員の再任用に関する条例（平成 13 年 2 月横浜市条例第 2 号）」を「及び企業職員の任用の特例に関する規則（平成 19 年 3 月横浜市人事委員会規則第 18 号）」に改める。

第 16 条第 2 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項」に、「短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 32 条第 1 項中「地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員等」という。）」を「短時間勤務職員」に改め、同条第 2 項中「再任用職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

（横浜市水道局企業職員休暇規程の一部改正）

第 3 条 横浜市水道局企業職員休暇規程（平成 4 年 3 月水道局規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員及び」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）及び」に改める。

第 3 条の 2 を次のように改める。

第 3 条の 2 削除

第 3 条の 3 第 1 項中「地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）」を「短時間勤務職員」に改める。

（横浜市水道局企業職員の勤務時間等に関する規程の一部改正）

第 4 条 横浜市水道局企業職員の勤務時間等に関する規程（昭和 38 年 2 月水道局規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

（横浜市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部改正）

第 5 条 横浜市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成 19 年 3 月水道局規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「任用規則の規定により」を削る。

（横浜市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正）

第 6 条 横浜市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和 2 年 3 月水道局規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

区 分	職 務 水 準	給 料 月 額
免許又は資格 （以下「免許 等」という。 ）を必要とす る職以外の職	単純補助業務を行う職務	153,800 円
	単純補助業務であるが一定の 負荷が生じる業務又は定型業 務を行う職務	164,700 円
	定型業務であるが一定の負荷 が生じる業務を行う職務	183,100 円
	一定の知識及び経験を要する 業務を行う職務	188,700 円
	高度の知識及び経験を要する 業務を行う職務	195,000 円
	特に高度の知識及び経験を要 する業務を行う職務	215,900 円
免許等を必要 とする職	専門的知識等を要する補助業 務を行う職務	164,700 円
	免許等又は専門的経験等を要 する補助業務を行う職務	183,100 円
	免許等又は専門的経験等を生 かし従事する業務を行う職務	195,000 円
	高度の免許等又は専門的経験 等を生かし従事する業務を行 う職務	209,100 円

特に高度の免許等又は専門的経験等を生かし従事する業務を行う職務	223,000 円
極めて専門的な免許等又は専門的経験等を生かし従事する業務を行う職務	259,800 円

(横浜市水道局企業職員の通勤手当に関する規程の一部改正)

第 7 条 横浜市水道局企業職員の通勤手当に関する規程(昭和 41 年 10 月水道局規程第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(暫定再任用職員についての横浜市水道局企業職員就業規程の適用に関する経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和 4 年 9 月横浜市条例第 26 号)附則第 5 項、第 6 項、第 10 項、第 11 項、第 13 項、第 14 項、第 16 項又は第 17 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、第 2 条の規定による改正後の横浜市水道局企業職員就業規程第 16 条第 2 項に規定する短時間勤務職員とみなして、同規程の規定を適用する。

(暫定再任用職員についての横浜市水道局企業職員休暇規程の適用に関する経過措置)

3 暫定再任用職員は、第 3 条の規定による改正後の横浜市水道局企業職員休暇規程第 3 条第 1 項に規定する短時間勤務職員とみなして、同規程の規定を適用する。

(暫定再任用短時間勤務職員についての横浜市水道局企業職員の勤務時間等に関する規程の適用に関する経過措置)

4 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第 13 項、第 14 項、第 16 項又は第 17 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、第 4 条の規定による改正後の横浜市水道局企業職員の勤務時間等に関する規程第 2 条第 3 項に規定する短時間勤務職員とみなして、同規程の規定を適用する。

(暫定再任用短時間勤務職員についての横浜市水道局企業職員の通勤手当に関する規程の適用に関する経過措置)

5 暫定再任用短時間勤務職員は、第 7 条の規定による改正後の横浜市水道局企業職員の通勤手当に関する規程第 4 条第 2 項ただし書に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同項ただ

し書の規定を適用する。

横浜市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山岡 秀一

水道局規程第 4 号（令和 5 年 3 月 31 日揭示済）

横浜市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

横浜市水道局企業職員の給与に関する規程（昭和 35 年 3 月水道局規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料）

第 7 条 地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項、第 22 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、横浜市水道局企業職員の勤務時間に関する規程（昭和 38 年 2 月水道局規程第 1 号。以下「勤務時間規程」という。）第 2 条第 3 項の規定の範囲内で管理者が定めるその者の勤務時間を、同条第 1 項の規定により管理者が定める同条第 3 項及び第 4 項に規定する職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 7 条の 2 第 2 項中「第 2 項」を削り、「法第 28 条の 5 第 1 項」を「地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項」に、「短時間勤務の職を占める」を「定年前再任用短時間勤務」に改める。

第 32 条第 2 項中「地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 36 条の 2 第 2 項第 3 号中「119,500 円」を「122,000 円」に改め、同項中第 9 号を第 10 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 局長級の職のうち IV 種の適用を受ける職 105,000 円

第 36 条の 2 第 3 項中「短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員及び」に、「当該短時間勤務職員」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 37 条の 3 第 1 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 38 条の 2 中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則に次の 9 項を加える。

(給 料 月 額 等 に 関 す る 経 過 措 置)

- 11 当 分 の 間 、 職 員 の 給 料 月 額 は 、 当 該 職 員 が 60 歳 に 達 し た 日 後 に お け る 最 初 の 4 月 1 日 (以 下 「 特 定 日 」 と い う 。) 以 後 、 当 該 職 員 に 適 用 さ れ る 給 料 表 の 給 料 月 額 の う ち 、 第 2 条 の 規 定 に よ り 当 該 職 員 の 属 す る 職 務 の 級 及 び 号 給 に 応 じ た 額 に 100 分 の 70 を 乗 じ て 得 た 額 (当 該 額 に 、 50 円 未 満 の 端 数 を 生 じ た と き は こ れ を 切 り 捨 て 、 50 円 以 上 100 円 未 満 の 端 数 を 生 じ た と き は こ れ を 100 円 に 切 り 上 げ る も の と す る 。) と す る 。
- 12 前 項 の 規 定 に よ り 降 給 さ れ た 職 員 に は 、 そ の 旨 を 通 知 す る も の と す る 。
- 13 第 11 項 の 規 定 は 、 次 に 掲 げ る 職 員 に は 適 用 し な い 。
- (1) 臨 時 的 職 員 そ の 他 の 法 律 に よ り 任 期 を 定 め て 任 用 さ れ る 職 員 及 び 常 勤 を 要 し な い 職 員
 - (2) 地 方 公 務 員 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 す る 条 例 (令 和 4 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 26 号) 第 1 条 の 規 定 に よ り 改 正 前 の 横 浜 市 一 般 職 員 の 定 年 等 に 関 す る 条 例 (昭 和 58 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 6 号) 第 3 条 た だ し 書 に 規 定 す る 職 員
 - (3) 横 浜 市 一 般 職 員 の 定 年 等 に 関 す る 条 例 第 9 条 第 1 項 又 は 第 2 項 の 規 定 す る 異 動 期 間 (同 項 又 は 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 延 長 さ れ た 期 間 を 含 む 。) を 延 長 さ れ た 同 条 例 第 6 条 に 規 定 す る 管 理 監 督 職 を 占 め る 職 員
 - (4) 横 浜 市 一 般 職 員 の 定 年 等 に 関 す る 条 例 第 4 条 第 1 項 又 は 第 2 項 の 規 定 に よ り 勤 務 し て い る 職 員 (同 条 例 第 2 条 に 規 定 す る 定 年 退 職 日 に お い て 第 11 項 の 規 定 が 適 用 さ れ て い た 職 員 を 除 く 。)
- 14 地 方 公 務 員 法 第 28 条 の 2 第 4 項 に 規 定 す る 他 の 職 へ の 降 任 等 を さ れ た 職 員 で あ っ て 、 特 定 日 に 第 11 項 の 規 定 に よ り 当 該 職 員 の 受 け る 給 料 月 額 (以 下 こ の 項 に お い て 「 特 定 日 給 料 月 額 」 と い う 。) が 降 任 等 を さ れ た 日 の 前 日 に 当 該 職 員 が 受 け て い た 給 料 月 額 に 100 分 の 70 を 乗 じ て 得 た 額 (当 該 額 に 、 50 円 未 満 の 端 数 を 生 じ た と き は こ れ を 切 り 捨 て 、 50 円 以 上 100 円 未 満 の 端 数 を 生 じ た と き は こ れ を 100 円 に 切 り 上 げ る も の と す る 。 以 下 こ の 項 に お い て 「 基 礎 給 料 月 額 」 と い う 。) に 達 し な い こ と と な る 職 員 (人 事 委 員 会 規 則 で 定 め る 職 員 を 除 く 。) に は 、 当 分 の 間 、 特 定 日 以 後 、 同 項 の 規 定 に よ り 当 該 職 員 の 受 け る 給 料 月 額 の ほ か 、 基 礎 給 料 月 額 と 特 定 日 給 料 月 額 と の 差 額 に 相 当 す る 額 を 給 料 と し て 支 給 す る 。
- 15 前 項 の 規 定 に よ り 給 料 の 額 と 当 該 給 料 を 支 給 さ れ る 職 員 の 受 け る 給 料 月 額 と の 合 計 額 が 第 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 当 該 職 員 の 属 す る 職 務 の 級 に お け る 最 高 の 号 給 の 給 料 月 額 を 超 え る 場 合 に お け

る前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 2 条第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

16 第 14 項の規定による給料を支給される職員以外の第 11 項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 第 14 項又は前項の規定による給料を支給される職員に対する第 7 条の 2 の規定の適用については、この規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第 14 項又は第 16 項の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

18 第 14 項又は第 16 項の規定による給料を支給される職員に対する横浜市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（昭和 36 年 5 月水道局規程第 11 号）第 3 条第 4 項の規定の適用については、この規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と横浜市水道局企業職員の給与に関する規程（昭和 35 年 3 月水道局規程第 5 号）付則第 14 項又は第 16 項の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

19 第 11 項から前項までに定めるもののほか、第 11 項の規定による給料月額、第 14 項の規定による給料その他第 11 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表第 1 及び別表第 2 中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年 9 月横浜市条例第 26 号。以下「整備条例」という。）附則第 5 項、第 6 項、第 10 項、第 11 項、第 13 項、第 14 項、第 16 項又は第 17 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される横浜市水道局企業職員の給与に関する規程第 3 条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、同規程第 2 条の規定によりその者の属する職務の級に応じた額とする。

- 3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規程による改正後の横浜市水道局企業職員の給与に関する規程（以下「新給与規程」という。）第 37 条の 3 第 1 項の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員（整備条例附則第 13 項、第 14 項、第 16 項又は第 17 項の規定により採用された職員をいう。）は、新給与規程第 7 条、第 7 条の 2 第 2 項及び第 32 条第 2 項の規定を適用する。

水道局告示第 3 号

公金徴収及び収納事務委託

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定により、公金徴収及び収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市水道事業管理者

水道局長 山岡 秀一

受託者の名称	受託者の所在地	委託した事務の範囲	委託した期間
株式会社日本ウォータータックス 代表取締役 佐藤 亮	埼玉県幸手市緑台 1 丁目 19 番 11 号	港南区、磯子区及び金沢区におい て横浜市と各戸に 関する契約を締結 して使用するもの に係るメーターの 業務及び料金整理 業務	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 5 年 12 月 31 日まで
株式会社宅配横浜 代表取締役 斜 森 太郎	旭区笹野台一丁目 1 番 43 号	旭区、泉区及び 瀬谷区におい て横浜市と各戸に 関する契約を締結 して使用するもの に係る水道メーター の料金整理業務 及び料金整理業務	
株式会社エコシテイ サービス 代表取締役 仲村 樹 正	都筑区茅ヶ崎中 央 8 番 33 号	戸塚区及び栄区 におい て 横 浜 市 の 各 戸 に 関 す る 契 約 を 締 結 し て 使 用 す る メ ー タ ー の 業 務 及 び 料 金 整 理 業 務	
株式会社清光社 代表取締役 鈴木 真	中区山下町 1 番 地	鶴見区及び神奈 川区におい て 各 戸 に 関 す る 契 約 を 締 結 し て 使 用 す る メ ー タ ー の 業 務 及 び 料 金 整 理 業 務	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 5 年 6 月 31 日まで

株式会社エコシテ イサービス 代表取締役 仲村 樹 正	都筑区茅ヶ崎中 央 8 番 33 号	緑区及び青葉区 においで青葉区 に各戸検針契 に結している の水道メータ 水検針業務 金整理業務	
株式会社清光社 代表取締役 鈴木 真	中区山下町 1 番 地	中区、南区、西 区及び南保土、 区においで横濱 に各戸検針契 に結している の水道メータ 水検針業務 料金整理業務	
株式会社宅配横 代表取締役 斜森 太郎	旭区笹野台一丁 目 1 番 43 号	港北区及び都 区においで横濱 に各戸検針契 に結している の水道メータ 水検針業務 料金整理業務	
株式会社日本ウ 一タテックス 代表取締役 佐藤 亮	埼玉県幸手市緑 台 1 丁目 19 番 11 号	港南区、磯子区 及び金沢区にお いで各戸検針契 に結している の水道メータ 水検針業務 料金整理業務	令和 6 年 1 月 1 日 から令和 5 年 3 月 31 日まで
株式会社エコシテ イサービス 代表取締役 仲村 樹 正	都筑区茅ヶ崎中 央 8 番 33 号	戸塚区及び栄 区においで横濱 に各戸検針契 に結している の水道メータ 水検針業務 料金整理業務	
株式会社宅配横 代表取締役 斜森 太郎	旭区笹野台一丁	旭区、泉区及び	

代表取締役 斜 森 太 郎	目 1 番 43 号	瀬谷区においで 横浜市に各戸を 針徴収に結す 契約をも締し いるるの水道 に係一の検針 及び料金の整 務	
LINE Pay 株式会社 代表取締役社長 C E O 前 田 貴 司	東京都品川区西 品川 1 丁目 1 番 1 号	水道料金及び下 水道使用料の収 納事務	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで
ビングシステム 株式会社 代表取締役 江 田 敏 彦	東京都千代田区 内幸町 1 丁目 1 番 1 号		
株式会社しんきん 情報サービス 代表取締役社長 飯 吉 真	東京都港区港南 1 丁目 8 番 27 号	水道料金、下水 道使用料及び水 道加入金並びに 給水装置工事の 工手費、設計及 査手数、料及び 了検査手数料の 収納事務	
株式会社セブン・ イレブン・ジャパ ン 代表取締役社長 永 松 文 彦	東京都千代田区 二番町 8 番地の 8		
株式会社ファミリ ーマート 代表取締役社長 細 見 研 介	東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 21 号		
株式会社ポプラ 代表取締役社長 目 黒 俊 治	広島市安佐北区 安佐町大字久地 665 番地の 1		
株式会社ローソン 代表取締役社長 竹 増 貞 信	東京都品川区大 崎 1 丁目 11 番 2 号		
ミニストップ株式 会社 代表取締役社長 藤 本 明 裕	千葉県美浜区中 瀬 1 丁目 5 番 1 号		
山崎製パン株式会 社 代表取締役社長 飯 島 延 浩	東京都千代田区 岩本町 3 丁目 10 番 1 号		

交通局

横浜市交通局企業職員就業規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 10 号（令和 5 年 3 月 31 日揭示済）

横浜市交通局企業職員就業規程等の一部を改正する規程
（横浜市交通局企業職員就業規程の一部改正）

第 1 条 横浜市交通局企業職員就業規程（平成 23 年 7 月交通局規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第 18 条中「、企業職員の任用の特例に関する規則（平成 19 年 3 月横浜市人事委員会規則第 18 号）及び横浜市一般職職員の再任用に関する条例（平成 13 年 2 月横浜市条例第 2 号）」を「及び企業職員の任用の特例に関する規則（平成 19 年 3 月横浜市人事委員会規則第 18 号）」に改める。

第 25 条第 7 項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 27 条第 3 項中「短時間勤務職員の勤務時間等」を「定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間等」に、「横浜市交通局再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程」を「横浜市交通局定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程」に改める。

第 30 条第 1 項中「管理者は短時間勤務職員」を「管理者は定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 2 項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 36 条第 2 項及び第 3 項中「地域手当及び特殊勤務手当」を「地域手当、特殊勤務手当及び初任給調整手当」に改める。

第 37 条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 38 条を次のように改める。

第 38 条 削除

第 39 条の見出し中「短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員及び」に、同条第 1 項中「短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員及び」に、「短時間勤務職員にあ

つては」を「定年前再任用短時間勤務職員にあっては」に、同条第 2 項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、同条第 3 項中「短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員及び」に、「短時間勤務職員にあっては、短時間勤務職員となった」を「定年前再任用短時間勤務職員にあっては、定年前再任用短時間勤務職員となった」に、同条第 4 項中「短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員及び」に改める。

第 43 条第 2 項第 2 号中「短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員及び」に改める。

第 45 条第 3 項第 9 号中「短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員及び」に、「短時間勤務職員にあっては」を「定年前再任用短時間勤務職員にあっては」に改める。

第 60 条第 2 項中「横浜市交通局企業職員の住居手当に関する規程（平成 27 年 3 月交通局規程第 8 号）の」の次に「、初任給調整手当については、横浜市交通局企業職員の初任給調整手当に関する規程（令和 5 年 3 月交通局規程第 11 号）の」を加える。

第 61 条第 1 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 67 条第 1 項及び第 2 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（横浜市交通局企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第 2 条 横浜市交通局企業職員の給与に関する規程（平成 27 年 3 月交通局規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料）

第 8 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、横浜市交通局企業職員就業規程（平成 23 年 7 月交通局規程第 8 号。以下「就業規程」という。）第 25 条第 3 項の規定により管理者が定めるその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 9 条第 2 項を次のように改める。

2 前条の規定は、育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された定年前再任用短時間勤務職員の給料月額について準用する。

第 19 条の次に次の 1 条を加える。

(初任給調整手当)

第 19 条の 2 条例第 4 条の 4 に規定する初任給調整手当は、管理者が別に定める職員に対して支給する。

第 22 条第 1 項を次のように改める。

特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額については、別に定める。

第 25 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等」に改める。

第 32 条第 1 項中「地域手当の月額及び」を「地域手当の月額、初任給調整手当及び」に改める。

第 39 条中「住居手当」の次に「、初任給調整手当」を加える。

附則に次の 8 項を加える。

(給料月額等に関する経過措置)

13 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日 (以下「特定日」という。) 以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 3 条から第 7 条までの規定により当該職員の属する職務の級及び号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額 (当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。) とする。

14 前項の規定により降給された職員には、その旨を通知するものとする。

15 前 2 項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- (2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (令和 4 年 9 月横浜市条例第 26 号) 第 1 条の規定による改正前の横浜市一般職職員の定年等に関する条例 (昭和 58 年 3 月横浜市条例第 6 号) 第 3 条ただし書に規定する職員
- (3) 横浜市一般職職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する異動期間 (同項又は同条第 2 項の規定により延長された期間を含む。) を延長された同条例第 6 条に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 横浜市一般職職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員 (同条例第 2 条に規定する定年退職日において前条の規定が適用されていた職員を除く。)

- 16 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、特定日に第 13 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この附則において「特定日給料月額」という。）が降任等をされた日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この附則において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（管理者が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 4 条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前条の規定の適用については、同条中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 4 条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 18 第 16 項の規定による給料を支給される職員以外の第 13 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 19 第 16 項又は前項の規定による給料を支給される職員に対する第 9 条の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第 16 項又は第 18 項の規定により支給される給料の額との合計額」とする。
- 20 第 13 項から前項までに定めるもののほか、第 13 項の規定による給料月額、第 16 項の規定による給料その他第 13 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。
- 別表第 1 中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職員	183,600	210,700	246,800	263,500	284,800	316,900	352,800	385,900
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」

を

「

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	183,600	210,700	246,800	263,500	284,800	316,900	352,800	385,900

」

に 改 め る。

別表第 2 中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員		183,600	210,700	246,800
-------	--	---------	---------	---------

」を

「

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		183,600	210,700	246,800

」に改める。

別表第 3 中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員		183,600	210,700	246,800
-------	--	---------	---------	---------

」を

「

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		183,600	210,700	246,800

」に改める。

別表第 4 中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員		183,600
-------	--	---------

」を

「

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給 料 月 額
		183,600

」に改める。

(横浜市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部改正)

第 3 条 横浜市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関

する規程（平成 27 年 3 月交通局規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

1	係長の職務
2	現業機関の長等の職務
3	専任職の職務
1	課長補佐の職務
2	相当の知識、技術又は経験を必要とする現業機関の長等の職務

」を

「

1	係長の職務
2	現業機関の長等の職務
3	専任職の職務
4	キャリアスタッフの職務
1	課長補佐の職務
2	相当の知識、技術又は経験を必要とする現業機関の長等の職務
3	相当の知識、技術又は経験を必要とするキャリアスタッフの職務

」に改める。

（横浜市交通局企業職員の通勤手当に関する規程の一部改正）

第 4 条 横浜市交通局企業職員の通勤手当に関する規程（平成 19 年 9 月交通局規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

（横浜市交通局企業職員の管理職手当に関する規程の一部改正）

第 5 条 横浜市交通局企業職員の管理職手当に関する規程（平成 27 年 3 月交通局規程第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 3 号中「119,500 円」を「122,000 円」に改め、同項第 10 号を同項第 11 号とし、第 4 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 局長級の職のうち IV 種の適用を受ける職 105,000 円

第 2 条第 4 項第 1 号中「110,000 円」を「95,500 円」に改め、同条第 5 項中「第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）を「第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に、「当該短時間勤務職員」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第 1 項とし、見出しに「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(経過措置)

- 2 横浜市交通局企業職員の給与に関する規程（平成 27 年 3 月交通局規程第 6 号）附則第 13 項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 条第 2 項から第 5 項までの規定の適用については、当分の間、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に 100 分の 70 を乗じて得た額（その額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）」と、同条第 5 項中「当該各項」とあるのは「附則第 2 項の規定により読み替えた当該各項」とする。

(横浜市交通局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部改正)

- 第 6 条 横浜市交通局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程（平成 27 年 3 月交通局規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(経過措置)

- 2 横浜市交通局企業職員の給与に関する規程（平成 27 年 3 月交通局規程第 6 号）附則第 13 項の規定の適用を受ける職員に対する第 3 条第 1 項及び第 4 条の規定の適用については、当分の間、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「当該各号に定める額」とあるのは「当該各号に定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額（その額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- (横浜市交通局企業職員就業規程の一部改正に伴う経過措置)
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年 9 月横浜市条例第 26 号）附則第 5 項、第 6 項、第 10 項、第 11 項、第 13 項、第 14 項、第 16 項又は第 17 項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして第 1 条の規定による改正後の横浜市交通局企業職員就業規程第 2 条、第 27 条、第 37 条、第 39 条及び第 43 条の規定を適用する。
- (横浜市交通局企業職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置)
- 3 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に

伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年 9 月横浜市条例第 26 号）附則第 5 項、第 6 項、第 10 項、第 11 項、第 13 項、第 14 項、第 16 項又は第 17 項の規定により採用された職員いう。）の給料月額は当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される横浜市交通局企業職員の給与に関する規程第 3 条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第 2 条の規定によりその者の属する職務の級に応じた額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年 9 月横浜市条例第 26 号）附則第 13 項、第 14 項、第 16 項又は第 17 項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の横浜市交通局企業職員の給与に関する規程第 8 条、第 9 条、第 25 条の規定を適用する。

（横浜市交通局企業職員の通勤手当に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

- 5 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第 13 項、第 14 項、第 16 項又は第 17 項の規定により採用された職員をいう。）は、地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務職員とみなして、改正後の横浜市交通局企業職員の通勤手当に関する規程第 4 条の規定を適用する。

（横浜市交通局企業職員の管理職手当に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

- 6 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第 13 項、第 14 項、第 16 項又は第 17 項の規定により採用された職員をいう。）は、第 5 条の規定による改正後の横浜市交通局企業職員の管理職手当に関する規程第 2 条第 5 項に規定する短時間勤務職員とみなして、同項の規定（他の規程において引用する場合を含む。）を適用する。

- 7 附則第 2 項から第 6 項までの規定のほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関する必要な事項については管理者が別に定める。

横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 初 任 給 調 整 手 当 に 関 する 規 程 を こ こ に 公 布
す る。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者
交 通 局 長 三 村 庄 一

交 通 局 規 程 第 11 号 (令 和 5 年 3 月 31 日 掲 示 済)

横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 初 任 給 調 整 手 当 に 関 する 規 程

(趣 旨)

第 1 条 横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 の 給 与 に 関 する 規 程 (平 成 27 年 3 月
交 通 局 規 程 第 6 号 。 以 下 「 給 与 規 程 」 と い う 。) 第 19 条 の 2 の 規
定 に よ る 初 任 給 調 整 手 当 の 支 給 に つ い て は 、 別 に 定 め る 場 合 を 除
き 、 こ の 規 程 の 定 め る と こ ろ に よ る。

(職 の 範 囲)

第 2 条 給 与 規 程 第 22 条 の 1 に 規 定 す る 別 に 定 め る 職 員 は 、 交 通 局
企 業 給 料 表 (二) の 適 用 を 受 け る 職 員 の 職 の う ち 次 条 に 定 め る 職
員 と す る。

(職 員 の 範 囲)

第 3 条 前 条 に 規 定 す る 職 に 採 用 さ れ た 職 員 で あ っ て 、 横 浜 市 交 通
局 現 業 機 関 設 置 規 程 (昭 和 44 年 5 月 交 通 局 規 程 第 8 号) 第 2 条 に
規 定 す る 自 動 車 本 部 営 業 所 車 両 整 備 係 に 勤 務 す る 職 員 と す る。

(支 給 期 間 等)

第 4 条 初 任 給 調 整 手 当 の 支 給 期 間 は 、 5 年 と す る。

2 初 任 給 調 整 手 当 を 支 給 さ れ て い る 職 員 が 異 動 し た 場 合 は 、 異 動
後 の 職 が 第 2 条 及 び 第 3 条 に 規 定 す る 職 で あ る 場 合 を 除 き 、 当 該
異 動 の 日 の 属 す る 月 の 翌 月 (そ の 日 が 月 の 初 日 で あ る と き は 、 そ
の 日 の 属 す る 月) か ら 初 任 給 調 整 手 当 は 支 給 し な い。

3 初 任 給 調 整 手 当 を 支 給 さ れ て い る 職 員 が 退 職 し 、 又 は 死 亡 し た
場 合 は 、 そ れ ぞ れ そ の 者 が 退 職 し 、 又 は 死 亡 し た 日 の 属 す る 月 (
そ の 日 が 月 の 初 日 で あ る と き は 、 そ の 日 の 属 す る 月 の 前 月) ま で
初 任 給 調 整 手 当 を 支 給 す る。

4 初 任 給 調 整 手 当 を 支 給 さ れ て い る 職 員 が 休 職 に さ れ た 場 合 、 又
は 外 国 の 地 方 公 共 団 体 の 機 関 等 に 派 遣 さ れ る 職 員 の 処 遇 等 に 関 す
る 条 例 (昭 和 63 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 2 号) 第 2 条 の 規 定 に 基 づ き
派 遣 (以 下 「 外 国 派 遣 」 と い う 。) さ れ た 場 合 若 し く は 公 益 的 法
人 等 へ の 横 浜 市 職 員 の 派 遣 等 に 関 す る 条 例 (平 成 13 年 12 月 横 浜 市
条 例 第 44 号) 第 2 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 派 遣 (以 下 「 職 員 派 遣
」 と い う 。) さ れ た 場 合 若 し く は 公 益 的 法 人 等 へ の 一 般 職 の 地 方
公 務 員 の 派 遣 等 に 関 す る 法 律 (平 成 12 年 法 律 第 50 号) 第 10 条 第 2
項 に 規 定 す る 退 職 派 遣 者 (以 下 「 退 職 派 遣 者 」 と い う 。) と な っ
た 場 合 は 、 そ の 者 が 休 職 に さ れ た 日 、 又 は 外 国 派 遣 若 し く は 職 員

派遣された日若しくは退職派遣者となった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から初任給調整手当は支給しないものとし、職務に復帰した場合は、その者が職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から初任給調整手当を支給する。

（支給期間）

第 5 条 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国派遣された場合における当該職員については、当該休職の期間又は当該外国派遣の期間は、第 4 条に規定する期間に算入しない。

（実施細則）

第 6 条 この規程で定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会

横 浜 市 教 育 委 員 会 行 政 文 書 管 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ
に 公 布 す る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

横 浜 市 教 育 委 員 会 規 則 第 6 号 (令 和 5 年 3 月 31 日 掲 示 済)

横 浜 市 教 育 委 員 会 行 政 文 書 管 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規
則

横 浜 市 教 育 委 員 会 行 政 文 書 管 理 規 則 (平 成 12 年 3 月 横 浜 市 教 育 委
員 会 規 則 第 8 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 15 条 第 2 項 中 「 総 務 局 行 政 イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 室 行 政 イ ノ ベ ー
シ ョ ン 推 進 部 行 政 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 」 を 「 総 務 局 行 政 イ ノ ベ ー シ ョ
ン 推 進 室 行 政 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 14 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 (昭 和 25 年 法 律 第 261 号) 第 29 条 第 1 項 第 1 号 、 第 2 号 及 び 第 3 号 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 5 年 3 月 29 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 5 年 4 月 14 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
横 浜 市 立 川 島 小 学 校	臨 時 的 任 用 職 員	近 藤 義 一	免 職

人事委員会

学校職員の任用の特例に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 30 日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第 7 号（令和 5 年 3 月 30 日揭示済）
学校職員の任用の特例に関する規則の一部を改正する等の規則

（学校職員の任用の特例に関する規則の一部改正）

第 1 条 学校職員の任用の特例に関する規則（平成 28 年 12 月横浜市人事委員会規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 2 項中「第 22 条第 2 項に規定する臨時的任用及び同法第 22 条の 2 第 1 項の会計年度任用職員」を「第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員及び同法第 22 条の 3 第 1 項に規定する臨時的任用に係る職員」に改める。

第 6 条 各号を次のように改める。

- (1) 横浜市学校栄養職員（免許資格職）採用試験 学校栄養職員の職員 I の職
- (2) 横浜市学校栄養職員（社会人）採用試験 学校栄養職員の職員 I の職
- (3) 横浜市学校事務職員（大学卒程度）採用試験 学校事務職員の職員 I の職
- (4) 横浜市学校事務職員（社会人）採用試験 学校事務職員の職員 I の職

第 7 条を次のように改める。

（選考の種類）

第 7 条 任用規則第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる職のうち学校事務職員の職員 I の職を対象とする選考は、任用規則第 20 条、第 21 条及び第 22 条第 1 項の規定にかかわらず、任用規則第 11 条から第 17 条まで及び第 34 条から第 46 条までの規定を準用するものとし、その名称は障害のある人を対象とした職員採用選考（学校事務 D・学校事務 E）とする。

本則に次の 1 条を加える。

（学校職員に対する任用規則の適用）

第 8 条 この規則に特別の定めがあるもののほか、次の各号に掲げる学校職員に係る試験及び選考は、当該各号に掲げる試験及び選考とみなして任用規則の規定を適用する。

- (1) 横浜市学校栄養職員（免許資格職）採用試験 横浜市行政

職員（免許資格職）採用試験

(2) 横浜市学校栄養職員（社会人）採用試験 横浜市行政職員
（社会人）採用試験

(3) 横浜市学校事務職員（大学卒程度）採用試験 横浜市行政
職員（大学卒程度）採用試験

(4) 横浜市学校事務職員（社会人）採用試験 横浜市行政職員
（社会人）採用試験

(5) 障害のある人を対象とした職員採用選考（学校事務 D）
障害のある人を対象とした職員採用選考（事務 B）

(6) 障害のある人を対象とした職員採用選考（学校事務 E）
障害のある人を対象とした職員採用選考（事務 C）

（職員の任用に関する規則の一部改正）

第 2 条 職員の任用に関する規則（平成 19 年 3 月横浜市人事委員会
規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 2 項中「第 22 条 第 2 項」を「第 22 条 の 3 第 1 項」に改
め、「という。）」の次に「に係る職員」を加える。

第 22 条 第 2 項 第 1 号中「・学校事務」を削る。

別表 第 2 (1)(ア) の表備考 第 6 項中「及び学校事務」を削る。

第 3 条 職員の任用に関する規則の一部を次のように改正する。

第 22 条 第 2 項 第 1 号中「事務 C」の次に「・学校事務 D・学校
事務 E」を加える。

別表 第 2 (1)(ア) の表備考 第 6 項中「事務 B」の次に「及び学校事
務 D」を加える。

（試験及び選考の事務の委任に関する規則の一部改正）

第 4 条 試験及び選考の事務の委任に関する規則（平成 23 年 4 月横
浜市人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを
1 号ずつ繰り下げ、同項 第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 行政職員の係長職で学校事務職員の事務長の職

（学校職員の任用の特例に関する規則の廃止）

第 5 条 学校職員の任用の特例に関する規則は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条
から第 5 条まで及び附則 第 3 項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から
施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に第 2 条の規定による改正前の職員の任
用に関する規則 第 22 条 第 2 項の規定により行われた選考の結果に
基づいて職員となった者に係る経歴年数の取扱いについては、な

お従前の例による。

- 3 第 5 条の規定の施行の日前に同条の規定による廃止前の学校職員の任用の特例に関する規則第 7 条の規定により行われた選考の結果に基づいて職員となった者に係る経験年数の取扱いについては、なお従前の例による。

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第 10 号（令和 5 年 3 月 31 日揭示済）

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 4 年 3 月横浜市人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号ア中「第 2 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで」を「第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号まで」に改め、同号イ中「第 2 条第 2 項第 4 号から第 6 号まで」を「第 2 条第 2 項第 5 号から第 7 号まで」に改め、同号ウ中「第 2 条第 2 項第 7 号から第 9 号まで」を「第 2 条第 2 項第 8 号から第 10 号まで」に改め、同号オ中「アからウまで」を「アからエまで」に改める。

第 4 条第 1 号ア中「第 2 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで」を「第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号まで」に改め、同号イ中「第 2 条第 2 項第 4 号から第 6 号まで」を「第 2 条第 2 項第 5 号から第 7 号まで」に改め、同号ウ中「第 2 条第 2 項第 7 号から第 9 号まで」を「第 2 条第 2 項第 8 号から第 10 号まで」に改め、同号オ中「アからウまで」を「アからエまで」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第 11 号（令和 5 年 3 月 31 日揭示済）

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 19 年 3 月横浜市人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「又は警備長」を削る。

別表第 2 (1)(ア)の表備考第 2 項中「及び学校事務」を削り、同表備考に次の 1 項を加える。

3 学校職員の任用の特例に関する規則（平成 28 年 12 月横浜市人事委員会規則第 22 号）第 8 条の規定は、この表の適用について準用する。

第 2 条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第 2 (1)(ア)の表備考第 2 項中「事務 B」の次に「及び学校事務 D」を加え、同表備考第 3 項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 3 項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以後に行われる選考の結果に基づいて職員となる者について適用し、同日前に行われた選考の結果に基づいて職員となった者については、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第 2 の規定は、同条の規定の施行の日以後に行われる選考の結果に基づいて職員となる者について適用し、同日前に行われた選考の結果に基づいて職員となった者については、なお従前の例による。

横浜市人事委員会達第 1 号（令和 5 年 3 月 31 日揭示済）

横浜市人事委員会情報セキュリティ管理規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会情報セキュリティ管理規程

横浜市人事委員会情報セキュリティ管理規程（平成 17 年 8 月横浜市人事委員会達第 3 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、横浜市人事委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市人事委員会行政文書管理規則（平成 12 年 3 月横浜市人事委員会規則第 5 号）第 2 条第 1 項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第

8 項に規定する特定個人情報という。

- (8) 情報資産委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。

（対象とする脅威）

第 4 条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラの障害からの波及等

（職員の責務）

第 5 条 職員は、第 2 条に定める基本理念及び情報セキュリティの

重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
 - (2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
 - (3) 個人情報保護に関する法律
 - (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
 - (5) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）
 - (6) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）
 - (7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）
- （組織体制）

第 6 条 第 4 条の脅威から情報資産を保護するため、次のとおり事務局情報セキュリティ総括責任者、事務局情報セキュリティ運用責任者、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置き、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

2 事務局情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

3 事務局情報セキュリティ総括責任者、事務局情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる職にあるものを充てる。

- (1) 事務局情報セキュリティ総括責任者 事務局長
- (2) 事務局情報セキュリティ運用責任者 事務局の総務担当課長
- (3) 情報セキュリティ担当者 事務局の課の長
- (4) 情報資産管理者 別に定める情報資産の分類に応じた情報資産を主管する課の長

3 事務局情報セキュリティ総括責任者は、事務局情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの方に対して情報セキュリティに関する事項について指示及び指導を行う。

4 事務局情報セキュリティ運用責任者は、事務局情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対

策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

5 情報セキュリティ担当者は、取り扱う情報資産の情報資産管理者と密に連携して、課内の情報セキュリティ対策を実施するとともに、情報資産を利用する課の職員に対して指導及び監督を行う。

6 情報資産管理者は、情報資産を利用する職員が所属する課の情報セキュリティ担当者と密に連携して、当該情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

(情報セキュリティ対策)

第 7 条 事務局情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) 本規程の運用
- (5) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (6) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 8 条 事務局情報セキュリティ総括責任者は、委員会の情報セキュリティ対策の実施状況を必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、是正を命じることが出来る。

2 前項に規定する監査は、客観性を確保するために、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することが出来る。

(本規程の見直し)

第 9 条 事務局情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、本規程を年に 1 回及び必要に応じ見直さなければならない。

(例外措置)

第 10 条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し、又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、事務局情報セキュリティ総括責任者と協議の上、例外措置をとることが出来る。

2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であつて、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに事務局情報セキュリティ総括責任者に報告し

なければならない。

(施行細則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市長部局の例によるものとし、その他必要な事項については、事務局情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市人事委員会達第 2 号（令和 5 年 3 月 31 日掲示済）

横浜市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程（平成 28 年 3 月横浜市人事委員会達第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

横浜市人事委員会

第 3 条第 17 号中「実施（」の次に「人事委員会が実施する」を加え、同条第 23 号中「充てる職の合格者」を「充てる職及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 6 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定により任期を定めて採用される者をもって充てる職員 I の職の最終合格者」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(23) の 2 課長職以上の職のうち、かつて職員であった者をもって補充しようとする職の選考採用に係る合格者の決定（任用規則第 26 条第 4 項に該当し、かつ、かつて職員であったときの昇任段階と同一の昇任段階にある職に採用しようとする場合に限る。）に関する事。

第 3 条第 24 号を次のように改める。

(24) 課長補佐職以下の職の選考昇任に係る合格者の決定（専任職の職に係る合格者の決定を除く。）に関する事。

第 3 条第 25 号中「課長補佐職以下」の次に「の職」を加える。

第 3 条第 26 号を次のように改める。

(26) 課長補佐職以下の職の選考転職に係る合格者の決定に関する事。

第 3 条第 26 号の次に次の 1 号を加える。

(26) の 2 課長職以上の職のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 18 条に規定する指導主事（行政職員給料表の職務の級が 6 級である者に限る。）をもって充てる行政職員の課長職の職の選考転職に係る合格者の決定に関する事。

第 3 条第 29 号を次のように改める。

(29) 削除

第 3 条第 30 号中「給料月額及び昇給期間の短縮」を「号給」に改め、同条第 31 号中「承認」の次に「並びに職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する対象外職員の承認」を加え、同条第 35 号中「整理」の次に「その他の軽易な変更」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(38) 職員の苦情処理に関する事。

附 則

（施行期日）

- 1 この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この達の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

横浜市人事委員会達第 3 号（令和 5 年 3 月 31 日掲示済）

横浜市人事委員会事務局職員の職名に関する規程（昭和 62 年 4 月
横浜市人事委員会達第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

横浜市人事委員会

第 2 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

第 3 条第 2 項中「事務職員の」を「事務局職員の」に改め、「事務員」及び「技術員」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員についての横浜市人事委員会事務局職員の職名に関する規程の適用に関する経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年 9 月横浜市条例第 26 号）附則第 13 項又は第 14 項の規定により採用された職員をいう。）に対するこの達による改正後の横浜市人事委員会事務局職員の職名に関する規程第 2 条の規定の適用については、同条中「第 22 条の 4 第 1 項」とあるのは、「第 22 条の 4 第 1 項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 6 条第 1 項又は第 2 項」とする。

横浜市人事委員会達第 4 号（令和 5 年 3 月 31 日掲示済）

横浜市人事委員会行政文書取扱規程（平成 27 年 8 月横浜市人事委員会達第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

横浜市人事委員会

第 6 条第 3 号中「総務局行政イノベーション推進室行政イノベーション推進部行政マネジメント課」を「総務局行政イノベーション推進室行政マネジメント課」に改める。

第 8 条第 6 項第 4 号中「総務局行政イノベーション推進室行政イノベーション推進部行政マネジメント課長」を「総務局行政イノベーション推進室行政マネジメント課長」に改める。

第 20 条第 1 項を次のように改める。

発送する行政文書（以下「発送文書」という。）には、記号及び文書番号又は指令番号を付けなければならない。ただし、指令文書（横浜市人事委員会公示令達規則（昭和 36 年 4 月横浜市人事委員会規則第 9 号。以下「公示令達規則」という。）第 2 条第 2 号の指令に係る行政文書をいう。以下同じ。）以外の行政文書で、次の各号に掲げるものにあつては、記号及び文書番号を付けないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 相手方が定める様式により発送するもの
- (3) 国等が示す要件を満たすシステムを用いて発送する電磁的記録で、記号及び文書番号に代わる管理がなされていると課の長が認めたもの

附 則

この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

監 査 委 員

横浜市監査委員情報セキュリティ管理規程をここに公布する。
令和 5 年 4 月 14 日

横浜市監査委員	藤	野	次	雄
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	松	本		研
同	今	野	典	人

監査委員規程第 3 号

横浜市監査委員情報セキュリティ管理規程

横浜市監査委員情報セキュリティ管理規程（平成 17 年 5 月監査委員達第 1 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、監査委員の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 監査委員は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市監査事務局行政文書管理規程（平成 12 年 3 月監査委員規程第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその

他の媒体をいう。

- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (8) 情報資産 監査委員が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 課等 横浜市監査事務局規程（昭和 39 年 3 月監査委員規程第 1 号）第 2 条の規定により設置された部、課及び係をいう。
- (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。
（対象とする脅威）

第 4 条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並び

にサービス及び業務の停止等

- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラの障害からの波及等

(職員の責務)

第 5 条 職員は、第 2 条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- (2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
- (3) 個人情報保護に関する法律
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- (5) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）
- (6) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）
- (7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）

(組織体制)

第 6 条 第 3 条の脅威から情報資産を保護するため、次のとおり監査委員情報セキュリティ総括責任者、監査委員情報セキュリティ運用責任者、監査委員情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置き、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

2 監査委員情報セキュリティ総括責任者は、監査事務局長をもって充て、監査委員情報セキュリティ運用責任者及び監査委員情報セキュリティ担当者を総括し、これらの方に対し情報セキュリティに関する事項について指示及び指導を行い、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、監査委員の情報セキュリティ対策を決定する。

3 監査委員情報セキュリティ運用責任者は、監査事務局監査部監査管理課長をもって充て、監査委員情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹

底を図るため、監査委員情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

4 監査委員情報セキュリティ担当者は、課等の長をもって充て、取り扱う情報資産の情報資産管理者と密に連携して、課等内の情報セキュリティ対策を実施するとともに、情報資産を利用する課等の職員に対して指導及び監督を行う。

5 情報資産管理者は、別に定める情報資産の分類に応じた情報資産を主管する課等の長又は担当課長をもって充て、当該情報資産を利用する職員が所属する課等の監査委員情報セキュリティ担当者として密に連携して、当該情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

(情報セキュリティ対策)

第 7 条 監査委員情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (5) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 8 条 監査委員情報セキュリティ総括責任者は、前条の情報セキュリティ対策の実施状況を年 1 回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

2 前項に規定する監査は、客観性を確保するために、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第 9 条 監査委員情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、監査委員情報セキュリティ総括責任者と協議の上、例外措置をとることができる。

2 監査委員情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避の時は、事後速やかに監査委員情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

(施行細則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要

な事項は、監査委員情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市監査委員公表第 6 号

住民監査請求に係る監査結果の公表（令和 5 年 2 月 16 日
受付）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により、
住民監査請求に係る監査を行ったので、その結果を別冊のとおり
公表する。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市監査委員	藤	野	次	雄
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	松	本		研
同	今	野	典	人

その他

電子署名に用いる証明書の失効

横浜市行政文書取扱規程（平成 17 年 3 月達第 1 号）第 26 条第 1 項により行う電子署名に用いる次の証明書は、その効力を失う。

令和 5 年 4 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

市民局スポーツ振興課（スポーツ振興課入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Shiminkyoku, OU=Supotsushinkobu, OU=Supotsushinkoka, CN=Shiminkyokusupotsushinkoka Supotsushinkokanyusatsusenyō
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を終了した日	令和 5 年 3 月 31 日
シリアル番号	5b 87 2f 8d
フィンガープリント	54 89 e7 86 3e 59 8f e3 9a 93 6c 22 0d 36 5e b1 fe b7 c3 2e

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1 を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。